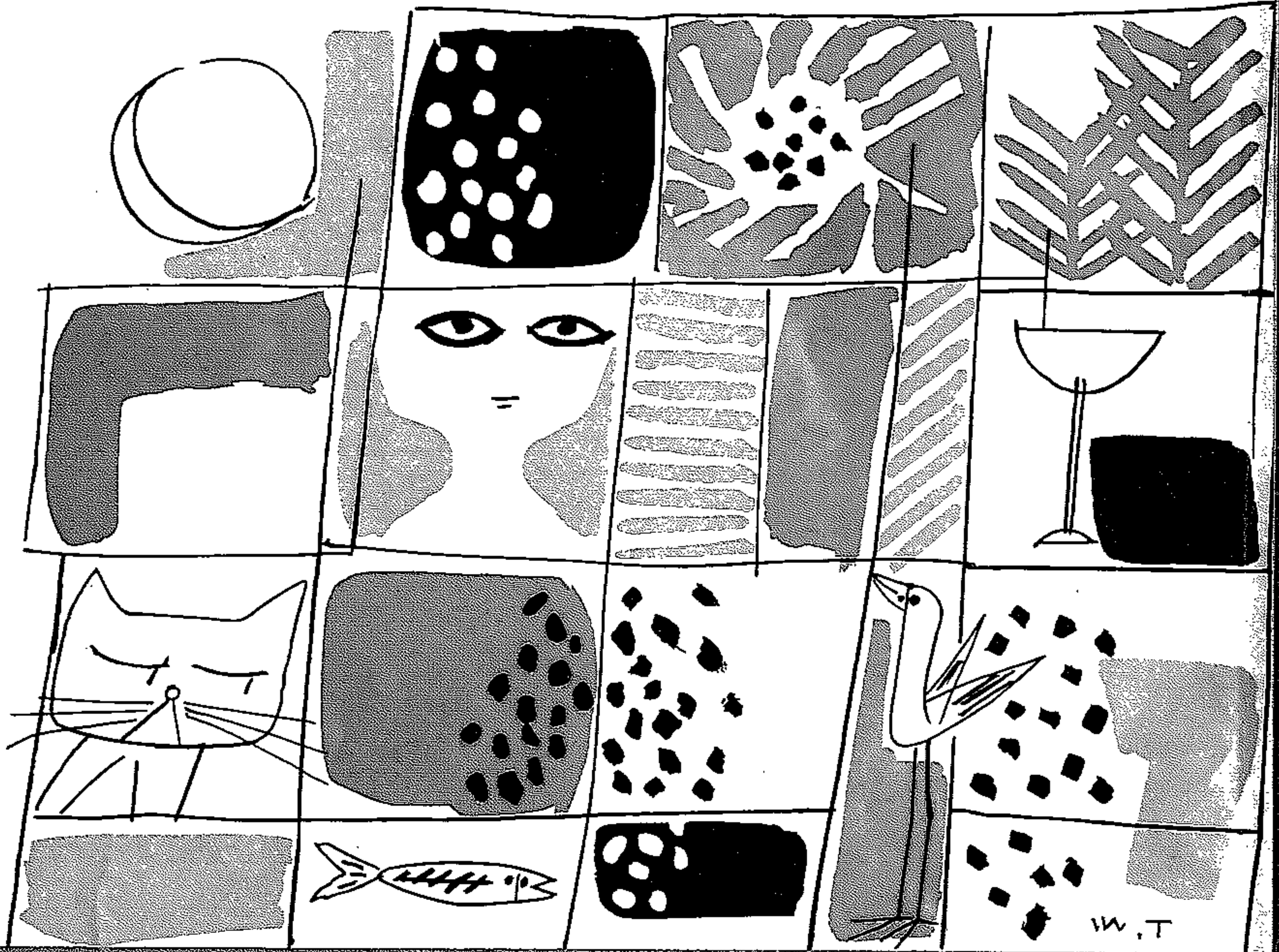


婦人少年と



4
1962

◆内職問題 一特集一
◆「婦人少年と」100号によせて

婦人少年協会

第11回働く年少者の生活文募集

働く少年少女のみなさん、
今年も次の規定によって、生活文を募集します。
すすんで応募してください。

規定

一、内容

働く年少者自身の働く生活の実情や、働く生活の体験を通しての意見、感想等を含める。また、書いたものとするが、できるだけ次の内容のうちから選ぶこと。
作品は一人一編とし、未発表の自作にかぎる。
題名は自由とする。

(1) 職場で改善してほしいと思ったこと、または改善されたこと。

(2) 働く生活での創意と工夫

(3) 余暇の活用とグループ活動

二、原稿の枚数

四〇〇字詰原稿用紙四枚前後にまとめる。
なお、六枚をこえる場合は失格とされる。

三、応募資格

昭和19年4月1日以降に生まれた働く年少者。

四、応募文に付記する事項

原稿のはじめに次のことを書くこと。

五、締め切り日

昭和37年6月10日

六、賞

優秀作品六十編以内に労働大臣賞及び副賞を贈る。なお、過去に労働大臣賞を受けた者はその選考から除かれる。

七、入賞発表

昭和37年10月に直接入賞者あて通知するほか、新聞、ラジオ等で発表する。

八、応募原稿の送り先

各婦人少年室

九、その他

(1) 応募原稿は返還しない。

(2) 入賞作品の出版権は主催者に属し、広報資料として随時使用する。

なお入賞者がグループ活動機関紙等に労働大臣受賞作品と明示して使用することは差し支えない。

主催 労働省

後援 中央青少年問題協議会

日本新聞協会

日本民間放送連盟



婦人と年少者 十巻四号 目次

「婦人と年少者」二〇号によせて……………平林たい子 9
 「婦人と年少者」にのぞむ……………十四氏 2

生産流通調査からみた内職
 の貢献度と工賃の原価構成……………森井順治 4

座談会

内職者の××××

××××こえをきく

藤田スマコ
 花崎トミ
 松崎みなと
 福原初枝
 小原テル
 千葉幸雄
 (司会)

(内)職(補)導(所)(た)(よ)(り)

道は険しい(岩手)……………矢崎須磨 14

内職者からも業者からも喜ばれるグループ作りを(鳥取)……………横山豊実 14

一年三か月だがPRに(福島)……………冬室軍治 15

ふえていく内職補導所……………婦人少年局庶務課 17

臨時家内労働調査会の審議状況と家内労働に対する「行政措置」の推進状況……………労働省労働基準局 19

*ひとこと……………西丸弘子 20
 *地方色……………瀬崎ムツ子 20

(資料)(室)

新聞配達に従事する年少者の労働の実態……………21

アメリカにおける婦人の職業教育機関……………25

婦人労働者の保育状況調査(高知婦人少年室)……………27

働く婦人と年少者のための法律問題④……………29

戦後における婦人問題文献目録③……………31

内職公共職業補導所一覽表……………31

内職公共職業補導所調査報告書目録……………32

婦人界のうごき……………32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……………32

◆第十一回働く年少者の生活文藝集……………32

◆婦人少年局ニュース……………32

表紙……………32

表紙……………32

表紙……………32

表紙……………32

「婦人と年少者」一〇〇号によせて

婦人少年協会会長

平 林 たい子

藤田たきさんの局長時代に創刊された「婦人と年少者」が早いもので、もう十歳になった。創刊の模索時代をすぎて、読者の対象や内容の規準に対する目標も一応定まり、ごらんのように無愛想な、しかし内に誠実をこめた型がひとまず定まった。

この十年間は、この刊行物の背景となる婦人年少者にとっては、いわば足踏み時代であった。顕著な改革が戦後の出発点に行なわれたの

を守るため汲々として、これという大きな改革もなく今日にいたった。いわゆる逆行の傾向も指摘されている。しかし日本の婦人史を切断して継ぎかえるあれだけの大改革を消化して自己のものとするために、十年の時日は決してながくない。いわゆる与えられた改革は、内に必然を含んで自ら変化して行ったのちがって、それが日本の婦人年少者の骨肉化するため、よいな時間を要するのは当然である。

日本の婦人年少者がこの十年間に背負っていた使命は大過なく果たされたと思はれる。よし、若干の逆行があったとしても、それは、日本の伝統や習慣と改革とがなじみ合うためのジグザグのひとコマである。

しかし、改革を吸収して自己のものとした日本の女性のタイプが、二つに分かれて、一方では、よい伝統もわるい伝統も伝統というものをなぐりすてた姿で現われ、また一方では、改革をちよっぴりとり入れた旧態依然たる姿で現われていることに対しては、感慨なきを得ない。この二分したびこの状態が一つになったとき、日本の婦人は、はじめて堅実な自己の歩み方で歩み出すだろう。

「婦人と年少者」にのぞむ

(到着順)

藤田 たき

(前婦人少年局長)

「婦人と年少者」が今日まで立派につづいていることを、第一号を発行する御手伝いをしたものとしてうれしく思っています。一層の御努力を祈ります。

田 中 寿美子

(前婦人少年局長)

編集のお役目ご苦労さまです。婦人少年局の機関誌ですからお役所のものらしくなるのはや

むを得ないでしょう。それでも、時に働く婦人や主婦の生の声もきかせて下さい。

坂西 志保

(評論家)

参考資料として非常に役に立つので、私は愛

読している。しかし一月号の谷野氏「雇用と職業における差別扱い」や石井氏の「貿易自由化と国民生活」など、だれを対象にして書いているのか。専門家には別に新しいことではないが、一般人には難かしすぎる。少なくとも、もう少し魅力のあるように書いてもらいたいと思う。高校卒を頭においたらもっと広く読まれるのではなからうか。石津氏の「女子の職業病」三小田氏の「給食制度」などよかった。

丸岡 秀子

(農村問題研究家)

毎号興味深く拝読しております。編集、取材のご苦心のほどが偲ばれ、ありがたく存じております。

有職婦人中、有夫者及び子どものあるものの動態をいつも関心を持っています。その方面の資料もときどきご教示下さるとありがたいと思っております。

神近 市子

(前婦人少年協会会長)

長いこと時機に適した問題をおとり上げになり、御苦労に存じます。私共も御協力いたさねばと存しながら他

に時間をとられることとなり、申訳なく存じております。専任の方々に改めて注文づける事項なく、却っている示唆されております。

* 三井 為友

(都立大学教授)

増頁できないかぎり現在以上の注文は無理と思います。研究誌と啓蒙誌の両またかけていることが編集上の困難さを大きくしていると思われませんが、このどちらを切り捨てるというわけにもいかないでしょう。あるいは純粋に啓蒙誌としてずっとくだいた、やわらかい編集にし、研究の方は別な季刊刊行物にでも譲るという方法も考えられるかもしれません。

* 船山 登美

(全職同盟中央執行委員)

少ないページに、バラエティーのある編集で多くの問題を取り上げていただき、大変結構に存じます。特に資料室は簡単に参考になります。今後もつづけていただきたいと思います。御苦勞さまでございます。

婦人・少年少者はその意味で読ましていただいております。

今後、労基法の条文解釈等は特に大切かと思えますし、日本の経済動向からくる女子の職場に関する問題(技術革新に伴う職業教育、安全衛生、均等待遇等に関する資料・見解・対策等)等さらに強調されるよう期待申し上げます。

* 松田 博子

(大阪・総務婦人部常任委員)

参考資料として活用させていただいてますが①本の大きさについて、通勤の途中に読みたいとか、また他の本と一緒に持ち運びする時に

ちょっと不便を感じる。せめてA5判(二四八×二一〇)くらいにして欲しい。

②ニュースがニュースにならないことがあるので、もう少し早いめに発行を、例えば二号の第十回全国婦人会議出席募集等でも二月二十四日締切になっているが、手許に入ったのが三月一日です。

* 大野 はる

(全日通労働婦人部長)

日頃、労働婦人問題に従事している関係上、その行政機関である婦人少年局の動向見解等は特に注目しております。

* 島田 とみ子

(朝日新聞記者)

時の婦人少年問題について、各号毎に重要なテーマをとらえて特集されているので、大へん勉強になり、また大切な資料として保存しております。この方面ではユニークな出版ですから、今後とも充実した編集を期待しております。最近号の機械化と女子事務員の特集号は特に優れた編集と熟読いたしました。

* 江上 フジ

(日本放送協会調査室次長)

改めて創刊号を取り出してみて、当時婦人少年局長であった藤田たきさん、協会の理事長であった神近さんたちの御活躍をしのび感謝しています。そして当時と変らぬ頁数の少ないことも大変結構です。今後ものぐらいの頁数で内容充実をお願いします。無駄な編集はちまたの週間誌にまかせておいて。

* 平松 民恵

(岡山婦人少年室協働員)

取材の層と読者層の限定にあると思います。が、殆んどよまれる記事よりつんどの記事が多いと思います。特色をつけるためにもう一歩大衆性をつけるか、えぐり方を考えるか、遊びとか、実際の記事(具体的な)をもっとふやして、読者層を拡げるのはどうか。それともあくまで機関誌としてのほこりを高く掲げるのであれば、せめて、平林先生の小説でものせて頂ければと思います。

* 山田 美代

(愛知婦人少年室協働員)

いつも到着がまたれる程よるこんでみせていただいております。なかなかあれだけの内容のあるものをつくることは大変だと思っています。ただ対象をどこに置いて編集されているのかなと思うときがあります。私共のように専門的に婦人・少年少者の問題を扱っている者には興味がありますが、一般婦人ということになれば少々よみにくいし、もう少し専門的な人達対象ならば、少し問題の突込み方が足りないし、という中途半端な記事も時々みうけます。婦人少年室では各種のよい調査をされておりますので、そうしたものももう少しくわしく解説されたら幸いです。

* 川端 千恵子

(北海道婦人少年室協働員)

内容が充実していて、いつもよい勉強をさせて頂いて感謝いたしております。欲を申し上げれば紙質がもう少しよくなかないかと存じます。これを読む人々は老眼鏡のお世話になる人が多いと存じますので、行間をあけて読みやすくして下さいませ。



生産流通調査からみた

内職の貢献度と 工賃の原価構成

愛知県の
調査から

森井 順治

内職の手を経て生産せられる製品は多種多様にのぼり、その加工の内容も千差万別であるが、いずれもそれらの製品の生産機構の一環として、内職労働はもはや欠くことのできない存在となつて、多くの中小企業の生産を支えている。事実、産業界に近代化や技術革新が叫ばれている中においても見逃がすことのできない現実の姿である。

しかも、それら内職労働の環境は陽の当たらない場所において黙々として縁の下で力持ちな役割りを果たしながらも、ややもすると世間一般から侮視され、軽視され、等閑に附され勝ちで、極めて恵まれることの少ない立場におかれているのである。

このことは内職労働が産業面に対しどのような貢献をし、その酬われるものがどのようなものであるかを如実に示す資料の乏しさにあることも、その一因をなしているといえる。

そこで、これらを究明し、併せて内職工賃の

適正化を促すために、内職に出される主要製品について、その実態調査をすすめてきた。ここに、その二、三の製品について概要を紹介してみたい。

一 内職の貢献度

A 合成樹脂成型品（プラスチック）

合成樹脂の粉末を加熱して圧縮・圧延・射出・押出しなど各種の方式で成型して機械部品を始め日用品雑貨に至る広い範囲の製品が造られるが、その生産流通の過程において内職の手を経るものが極めて多い。

内職工程としては、バリトリ・截断・接着・組立・組編み・附属加工などいろいろあるが、殆んどものが一乃至三工程を内職に依存している。本県にはこれらの製造業者が五〇〇以上あって、その七七%までが内職と関連をもっている。調査した一五八事業所の結果では、全生産工程の二三・八%を内職労働で引受けていると

を示し、また、その内職者は約三千五百人を数え、工場従業員数の四六%を占めている。これらのことから内職貢献度を総合すると三四・六%のウェイトを示している。

企業数からみて 七七・四%（ウェイトに
生産工程からみて 二一・八%（
労働力からみて 四六・〇%（
総合 四九・〇%（

合成樹脂成型品の生産工程からみた内職貢献度

（158 事業所の総合）

種 類 別	工場作業 工程総合	内職作業 工程総合	全作業 工程総合	(参考) 内職発注の経路		
				直接	間接	計
圧縮成型品	76.7	23.3	100	83	17	100
圧延成型品	77.5	22.5	100	58	42	100
射出成型品	77.0	23.0	100	76	24	100
押出成型品	73.5	26.5	100	58	42	100
その他二次 製 品	73.2	26.8	100	77	23	100
総 合	76.2	23.8	100	70	30	100
ウェイトに よる換算	81.6	18.4	100	—	—	—

B メリヤス編手袋

手袋は昔から内職の代表的なものの一つとなつてはいるほどに、手作業による加工部分が多く、且つそれが手袋仕上げに重要な分野をなしてい

メリヤス編手袋の生産工程からみた内職貢献度

(149 事業所の総合)

種 類 別	工場作業 工程総合	内職作業 工程総合	全作業工 程総合	(参考) 内職発注の経路		
				直接	間接	計
毛糸手袋	60%	40%	100%	10%	90%	100
作業手袋	20	80	100	20	80	100
総 合	40	60	100	12	88	100
ウェイトに よる換算	50	50	100	—	—	—

(注) 内職作業工程欄および間接欄には、内職作業と同じ工程を行なう下請(家族従業員のみ)のものを含む。

内職工程は「かがり」が最も多く編立・刺繍などもあるが全生産工程を総合して毛糸手袋の四〇%、作業手袋の八〇%を内職作業によって行っている。またその内職者数は工場従業員の実に一二倍

る、従ってこの業界は概して小企業が多く「下請—内職」といった外注制度が盛んで、いわゆる末広りのピラミッド型生産機構の集合で支えられている業態である。

本県にはこのピラミッドの頂点にあたる製造業者が約二〇〇あって、その下に編立専門の下請が数倍、さらにその下に十数倍の内職者があり、またその間には内職の取次・仲介を行なう者が入りこんで複雑化している。

調査した一四九事業所についても、その下に四八六の下請と四三九の取次があつて直接間接を合わせて内職者の総数は約二万人に上っている。

紙製品の生産工程からみた内職貢献度

(239 事業所の総合)

種 類 別	工場作業 工程総合	内職作業 工程総合	全作業工 程総合	(参考) 内職発注の経路		
				直接	間接	計
第 1 類	67.2%	32.8%	100%	42%	58%	100%
第 2 類	76.0	24.0	100	46	54	100
第 3 類	72.0	28.0	100	50	50	100
総 合	71.2	28.8	100	48	52	100
ウェイトに よる換算	74.0	26.0	100	—	—	—

紙製品も昔から内職と非常に縁の深い代表的なものの一つである。その種類は極めて多く、紙だけの加工によって商品となる玩具・文具・日用品類(第一類、あるいは他の資材と合わされて商品となるもの(第二類)、また袋・箱など容器類(第

C 紙製品

という他の業界では例をみない特殊な生産体をもっている。

これらのことから内職貢献度を総合すると三七六%という約三・七倍の生産上のカバーを内職労働が果たしていることとなる。

企業数からみて 一〇〇% (ウェイトによる換算) 八〇%
生産工程からみて 六〇% 五〇%
労働力からみて 一二・六倍 一〇倍

総合 四七三% " 三七六%

三類)の三つに大別されるが、それらの生産は専門業者のほか印刷業者からも下請に出され、それが取次・仲介の手を経て内職に回されるなど生産流通のルートも多岐にわたっている。

本県にはこれら紙器・紙工品の製造業者が約一、二〇〇あるうち、内職に関連をもつものが二五・三%ある。調査した二三九事業所について全生産工程を総合すると、その二八・八%の工程が内職によって行なわれ、その内職者数も約五千人に近く、工場従業員の一一〇%に及んでいる。

これらのことから内職貢献度を総合すると四三%のウェイトを占めている。

企業数からみて	二五・三%	(ウェイトによる換算)	二二・〇%
生産工程からみて	二八・八%	"	二六・〇%
労働力からみて	一一・〇%	"	八〇・〇%
総合	五四・七%	"	四三・〇%

二 工賃の原価構成と問題点

以上の内職貢献度でみるようにいずれも著しく内職労働のウェイトの重いことを示しているが、その報酬としての内職工賃は原価構成からみてどの程度にあるかをみると、加工の内容によって様々であるが、総合した平均値と生産工程からみた貢献度とを対照してみると、次のようである。

	(原価構成比)	(工程からみた貢献度)
合成樹脂成型品	七・二%	一八・四%
メリヤス編手袋	一三・七%	五〇・〇%
紙製品	九・五%	二六・〇%

内職工賃の原価構成 (総合)

費 目	合成樹脂成型品	メリヤス袋	紙製品	備 考
原 材 料 費	67.4%	64.8%	51.0%	副資材を含む
工 場 人 件 費	19.2	17.5	17.5	
内 職 工 賃	7.2	13.7	9.5	
そ の 他 経 費	6.2	4.0	22.0	下請外注費を含む
計	100%	100%	100%	
調査事業所数	158	149	239	

このようにみてくると、内職の作業工程からみた貢献度の比重と原価構成上からみた内職工賃の比重との間にはいずれも相当の開きのあることを示しているが、このことが内職工賃算定上の不合理の一端を物語っているといえる。

即ちこの両者の比重をみると、合成樹脂成型品の工賃が比較的に妥当に近く、(開きが少ない)、手袋の工賃が最も低廉であることを明らかに示している。そこで最も理想的な工賃としては原価構成比と工程からみた貢献度とが一致することが望ましいのであるが、現実としては期待がむずかしいので内職工賃の原価構成比を工程からみた内職貢献度にできる限り近づかせることにあるといえる。

また、この場合の両者の比重の算定は個々の製品そのものについて検討されなければならないことは言うまでもない。この調査の最終目標もまたそこにある。

(詳細は当所発行の資料第三六号、第二八号、第三九号および第四〇号を参照されたい)

(愛知県内職公共職業補導所長)

ひとこと



銭単位の勘定が
生きている世界
西丸弘子

雨が降って異常乾燥も解消した。

風はまだ冷いが水仙の芽も大分伸び沈丁花のつぼみがにわかにふくらみ始めた。バラの木の小さな芽もいつか動いて紅の色を増してきた。冬と春が同居しているような早春の季節は一年を通じて最も好ましい季節だが、終戦を境にそのような心のゆとりも失くしてしまった。

最近では家庭生活も合理的になって主婦の仕事も以前とは比較にならない程楽になった。しかし生活費はふくれあがる一方でとめどがない。所得倍増とやらも私達のところまで来ないうちに物価の方が倍増してしまった。

とほしい財布をかかえてあれこれとやりくりにいそがしい。特別な技術も何の才能も持ちあわせない私のような家庭の主婦が、家事や育児の合間にやれる仕事といえば内職以外にない。内職といってもピンからキリまでさまざまであるが、誰にでもすぐ出来るような仕事は工賃が安くて、折角張り切って始めて

も、たちまち空気の抜けた風船のようになってしまふ。

銭というお金はどうに私達の日常生活の中から姿を消したものだと思っていたが、内職の工賃の中では今も通用している。一個何銭ですなどと言われて、計算にとまどってしまふことがある。内職という職場が少し働き甲斐のある職場であつたらと願う主婦も多いと思う。

家が狭くて仕事を持ち帰れない人のためには近所に気軽にに行ける仕事場を。

幼い子供の居る人のためには安心して預けられる託児所を。

災難にあつたり病氣にかかつたりした場合には、心配なく療養出来る施設を。

そして一家の主婦はいつも健康で明るく朗らかでありたい。つまらない見栄や外間にとらわれず、無意味な劣等感や卑屈感はずてしまつて、無駄に過してしまふ時間を楽しく働くことに振り向けてゆきたい。

結婚が職場かと悩んでいる若いBG連、子供が成長して学費に頭をかかえている中年のお母様達、子供が成人してしまつてひまが出来たご老人の方々、それぞれ自分の能力に応じた仕事をもって楽しく生きてゆくことが出来たら、ほんとうに素晴らしいと思う。

(内職研究家)

内職者のこえをきく <座談会>

—東京江東内職公共職業補導所において—



—千葉課長と話しあう内職者の方たち—

◆補導所の現状について

千葉 今日、内職にたずさわっていらっしゃる方々に直接お話をうかがうためにお集まりいただきましたのでございますが、始めにちょっと、内職補導所の現状について申し上げます。内職補導所は現在

全国に二十六個所ありまして、昭和三十一年度さらに五個所ふえて三十一個所になる予定でございます。東京では、この（江東内職補導所）と足立と二個所あります。労働省婦人少年局が内職問題の所管をしております、昭和二十三年からいろいろな内職に関する調査を始め、昭和二十八年、二十九年にわたって東京都内で相当大きな調査をいたしました。その結果、公の施設をもって、各種の調査をしたり、内職のお世話をしたり、また内職の条件をもっとよくしていったりする必要があるという結論を得まして、内職公共職業補導所を設けることになったのでございます。そして三十年に発足しまして、今年で足かけ八年目を迎えます。三十七年度で三十一個所になります。これで大部分の県に設置されることとなります。

御承知のように内職は輸出でも相当な働きをしておりますし、国内でも私どもの身の回りだけでも内職の手が入っていないものはないという状況ですが、これから得られる収入工賃は案外よくないと

言われております。それにはいろいろな原因がありますが、一つには内職者たちが非常に広い層、広い地域にわたっている、お互いの連絡が非常に困難である。また、業者の方も大抵中小零細企業ですから、なかなかよい条件にはできないというようなわけです。

そこで今日は、手芸などをお教えになったり、内職についてもいろいろ御研究になっておられる藤田先生が御出席くださいましたので、先生のお話伺いながらお話を進めていきたいと思います。また、内職に従事していらっしゃる皆様からは御意見や御希望、役所側に対する不満などをお聞きしまして、私どもの今後仕事を進めます上の参考にしたいと思います。

◆内職の経験、仕事の内容など

千葉 花木さんは技術的なお仕事のようにうかがっておりますが、今どういう内職をなさっているのでしょうか。

花木 ビニールのカゴです。始めこちら（江東補導所）で講習を受けまして、かわいらしい花を入れるようなカゴを教えていただきました。それは小さいものでしたが、その中に基本的なやり方が全部入っている、それを応用して、今度はもう少し大きいのをやっています。

千葉 基本的なものをここで教えてもらって、それがいろいろなものに活用できるんですね。

出席者

内職研究者
内職者

〃

〃

（司会）
労働省婦人少年局
事務課長

コミと枝ル
ストミ初テ
田木崎原林
藤花松福小

千葉幸雄

花木 そうです。子供もございせんし主人も割合にひまでございまして、始め新聞を見て、小岩の授産所へ行ってみたくて、そうしたら袋貼りの仕事があつて、やってみたのですけれども、そんな仕事ですと主人はちっとも手伝いませんし、それに工賃もずいぶん安くて、ばかりしくなつて一か月ぐらいでやめちゃいました。そのとき新聞に補導所のことが載っていました、ビニールのカゴの講習というのが出ていたものですから、主人と一緒に講習を受けてみたのです。

千葉 松崎さんは今、何をなさっていますか。

松崎 今、お仕事ないのです。

千葉 気に入ったものがないのですか。最近まで何をやってたのですか。

松崎 紙のお仕事です。それからゴムのバリとりやマッチ箱貼り、ビニールの袋にひもを通す仕事なんかです。ビニールの袋はキッコーマンのお仕事で、その中にソースを入れて輸出するのだそうです。これはビニール屋さんから直接持ってきていただきました。

千葉 ずっと補導所を利用していらっしゃるんですか。

松崎 私は前、山形県におりまして、ひまがあつたので何かしたいと思っていましたら、偶然主人の会社の用度係の方が会社の雑巾を少し縫ってくれないか、ボロを売っても一貫目二十円だから、そのボロで雑巾を縫ったら会社で買ってもらえると言われましたので、皆さんに話して、ボロを洗って、横四本、縦五本ミシンで縫って、一枚八円くらいで買ってもらいました。そういう経験がございましたので、こちらにまいりましてからも何かやりたいと思っておりました。補導所のお世話になりましたのは一年前からでございます。

千葉 福原さんは松崎さんのグループに入っているんですか。今までもどんな内職をなさいましたか。始めてから何年くらいになりますか。

福原 この四月で一年になります。千葉 花木さんはどのくらいですか。

花木 ビニールのカゴは去年の七月からです。

藤田 ビニールの針金の番号は？

花木 十六番線と十四番線です。

藤田 かこの大きさによって針金の番線が違ってくるわけですね。

花木 そうです。ビニールも四ミリに三ミリ、もっと細いのもあります。

藤田 松崎さんのほう、一番いそがしいのはいつごろですか。

松崎 やっぱ暮でございます。暮のタオルの箱詰めはとていい収入になりました。

藤田 二月、八月はひまですか。

福原 二月はほとんどありません。

藤田 輸出物は荷物を十月十五日までに送り出さなければなりませんから、それまでがいそがしいのね。それがすんだら内地のクリスマスの仕事で忙しくなるわけですね。花木さんのビニールのかごはどういうところへ入れるんですか。

花木 百貨店にたくさん出ているらしいです。初めうまくできないところは、こんなめったに三越なんか通らないって言われました。このごろは割にうまくいくようになりましたけれど。

藤田 まだ、カゴに模様を入れるところまではいっていませんか。

花木 こちらで一番初めに教えていただいたのがカゴで、その次はベビー用品で、赤ちゃんの寝台に下げたりするものらしい、模様の入ったのでした。とてもむずかしそうで、初めはこんなのできるかしらと思っただけです。ほんとうにあのときは手が痛くなっちゃって、一と月く

らいでおっぱり出そうかと思いましたが、それでも二か月くらいで慣れました。その仕事は二か月ほど続きました。その次は洗濯物を入れるらしいカゴで、見たところ、とてもきれいなんです。その仕事はずっと今まで続いているのです。その間に買物カゴが二回ほどきました。今のところ、この三種類です。

千葉 小林さんは今何をしていますか。

小林 私は、現在は内職はやってないのです。福祉の保護を受けていますので、そういう関係で、考えちゃいます。

千葉 内職すると保護費を引かれるというようなことですか。そういう問題については、いろいろ後で伺いたいと思いますが、補導所を利用される前にも内職のご経験があるのでしょうか。そういうことについてお話し下さいませんか。

小林 キョウギ貼りなんか、近所に出すところがありました。それから子供の鉄砲内職なんかもしました。ひとさまがやっていて、おせわしてくださったんで……。玄関の貼紙をみて、袋貼りや造花の内職したこともあります。

藤田 遠いところへもいらいと電車賃がかかるでしょう。

小林 私の場合は先さまで持ってきてくれました。私、東京都の家族寮にいますから、うちがやり始めた近所の人もやりたいというのでまとまったから。

千葉 今あなたの寮で内職している人はどうやって仕事を見つけていますか。

小林 一人のかたは授産所かららしいです。大きい袋や、ちいちゃくて下が六角になる袋なんかです。

◇家族の協力について

千葉 内職することについてご主人はどういうお気持ちですか。

花木 主人は外交の商売で、ひまがたくさんありますから手伝ってくれます。

私の方に下さるお仕事は大きいものが多いいので針金が固くて、私などの手にはおえないものがありますから、そういう部分を主人に手伝ってもらっています。でもこのごろは商売が少しいそがしくなりましたので、私一人でもできるような仕事にしてみようかと思っているところです。

藤田 ご主人が協力して下されば、精神的にも助かりますね。花木さんのようにヤットコを使う仕事は、女の人には大変だろうと思いますよ。寸法をきめて切ってくればいいのね。ほんとに業者がやってくれるといいのだけれど。

花木 同じ寸法には切ってきてくれるのですが、それをまた少し縮めなければならぬ場合があるのです。ヤットコの上等なものがあればわりによく切れるのですが、曲り角や、ぐっぐくと巻いていくところなんか、力にむらがありますので、うまくいかないのです。十六番の針金は私たちの手には負えませんね。

千葉 内職するのをいやがるご主人もあるんじゃないですか。松崎さんのグループの方たちの家族はどんななかおききになっていきますか。

松崎 皆さんご主人に手伝っていただいていらっしやいますよ。

千葉 お勤めのご主人が多いですか。

松崎 かなり多いです。

千葉 そうするといつ手伝いますか。

松崎 帰ってきて四時間ぐらい……。

福原 うちじゃ手伝ってもらえないんです。

藤田 僕をほっぽり出してというようなことですか。

福原 そういう人はいないですよ。案外どちらでも協力してやって下さるらしいですよ。お子さんでも大きいと、学校から帰ってきて一時間でも二時間でも手伝いますよ。

千葉 内職やっていて、うち中よこれていて、帰ってきてもおもしろくないなんていうご主人はありませんか。

福原 帰るところは一応片づけておいて食事がすんだらまたやるんです。

松崎 みな上手ですよ、やり方が。

福原 大分慣れたから。だらしないく散らかしておくと、仕事もできないし。

松崎 仕事をしようと思ったら一所けんめい片づけてやりますから。

藤田 要領よくなったのね。

千葉 奥さんが働いていると、ご主人もパチンコなどで時間をつぶさなくなる

というふうな話をよくききます。子供さんも夜はお母さんの働いているそばで勉強するとか、そういういい面も聞きますが。

藤田 ご主人は、内職の収入で一本余分につけてもらえるかもしれないしね。

◇工賃について

藤田 花木さん、初めのととき、中間



江東捕導所で小鳥の製作を指導する藤田氏（中央）

くらいになりますか。

花木 一日一個ぐらいの勘定でしょうね。全然、私、経験がなかったから。

藤田 ヤットコも慣れればいいけど、初めは針金がこわいみたいでしょう。

花木 売っているのを見まして、こんなのは職人さんがやるのかなと思っていました。だから、私なんかやったら、返品ばかりくるのじゃないかと思っ

たら、返品なんかないと言われました。変なところに力が入るので、手は痛いし、肩はこってくるし、模様はまちがってしまふし、初めの一と月ぐらいはほんとうに一日一個がやっとでした。

藤田 初めは一日一個で、よくできるようになったのはいつごろからですか。

花木 三月ぐらいたってからです。あれは一人ではちょっとできないのです。針金を切ったり通したりするので。それで能率を上げるように、主人がいるいる

も、うちが一番能率が上がっているらしいです。このごろでしたら、何もかもほったらかして一所けんめいやれば、十個ぐらいはできますね。下準備は前日にしておきます。

藤田 下準備にどのくらい時間がかかるかしら。

花木 下準備も自分でして一個ずつくれば、一個で二時間はかかります。能率的にやるには、ビニールを切って針金を全部通しておくんです。そうすると早

くできますが、ずいぶんかさばりますので、あまりたくさんできないのです。

藤田 分業的にやると早くできるわけね。一人で全部すると時間が大変不経済になるのね。

花木 ほんとうは、三人ぐらいで、切る人、底を編む人、まわりを編む人というふうにしてやれば、一番いいと思います。

藤田 二時間で一個できるとすると、一日五個できますね。五個で十時間、一日十時間というところ、いろいろ仕事のできないような用事も出てくる場合があるんじゃないかしら。

花木 用事ができたり、つかえてしまったり……。ですから、やっぱり一日三個がいいところじゃないかと思っています。これは一個が七十円です。

藤田 そうすると、六時間で二百円というわけね。針金通しておく時間も入れて、一個二時間でできますか。

花木 一人で全部やってみたことはないです。はつきりは言えませんが、いざ、大体二時間でできるんじゃないかと思

います。

藤田 一日三個なら毎日続きますか。

花木 そのくらいなら毎日続きます。でも、うちの仕事は全然やれませぬ。今のところ、仕事はずつとあるんです。

藤田 袋物でも一時間三十円ぐらいになりますか。

松崎 袋物といいますが、私の弟が

紙屋をやっております。そこからよこされたのを御近所の方にお願ひしてやっているのですが、最初から一日二百円で工賃は割合にいいのです。

福原 仕事によって違いますけれども一日四、五百円になったこともあります。

藤田 どんな袋ですか。

福原 レコードの袋なんです。割合大きくて、かさばりますけれども。

藤田 ダースでくるんですか。

松崎 千枚です。一日二百円から二百五十円、三百五十円、四百円といろいろです。

藤田 糊はなにを使うんですか。

松崎 普通の樽に入った糊です。

千葉 一日四、五百円というのは、仕事としてはいい方でしょう。

福原 年中じゃないですか。

藤田 四、五百円というところ、飯の仕事もそこそこしなければできないでしょう。

福原 日限がありますから、やっぱりほかのことは省いてやらなければならぬんです。

藤田 ほかのこと全部はおいちゃってご飯たべたら、そのまま胸へ寄せといてまた仕事するんですよ。それで四、五百円なんですよ。その場合、その時間を勘定に入れてないんですよ。そういうことちゃんとしたとすると三、四割引けるから、三百円か三百五十円になりますね。平均一日八時間でできますか。

福原 やってできないこともないです。うちじゃ主人が早いし、会社へ行ったつもりでやれば。朝八時ごろからすわって五時ごろまでやれば……

千葉 そういう仕事はそうないと思いますね。

福原 大体一日二百円から二百五十円くらいですね。

藤田 三百円とれたらいい方ね。

千葉 大体皆さん一日どのくらいの収入がほしいと思いますか。

福原 二百五十円から三百円。

藤田 そのくらいなければ、やり甲斐がないという傾向がありますね。

千葉 それはどうしてですか。

藤田 結局、子供を遊ばせるにも、自分でめんどろみていけば、おやつ買ってやらなくてもいい場合でも、面倒みてやれないと、おやつを買ってやらなければならぬでしょう。自分の着る着物だって人に頼まなければならぬし、お使いも人に頼まなければならぬ場合もあるから、そういう費用を引けば二百五十円入っても二百円が手取になるわけですね。

千葉 地方の補導所では一日二百円というのは割合少ないです。普通はもっと低いです。

藤田 二百円以上というのはとれた日のことなんです。それは一と月のうち、やった日の収入の合計を三十日で割ってみた平均が出ているのだろうと思います。

それになまたまこちらは慣れたからで、初めは花木さんも五十円でした。

千葉 工賃は高いほどいいし、仕事は継続してあった方がいいわけですね。同じ仕事でも能率の上げ工合で収入は違ってくるわけですが、工賃をよくするためには、どうしたらいいでしょうね。

花木 このごろ物価高で何もかも上がっているから、私の仕事ももう少し工賃を上げてもらいたいと言ったら、これは初めから売値がきまっていたから、工賃だけ上げるわけにはいかない、今度新しく始める仕事なら上げられるけれどというのです。現在七十円のものも百円にしていたみたいです。それが無理なら十円くらい上げていただけないかと思うのですけれども。

千葉 そうすると能率を上げて稼ぐほかないというわけですね。皆さんは月平均幾日くらい仕事があつて、どのくらい収入があつたらいいと思いますか。やっぱり三十日全部働くわけにはいかないでしょう。

藤田 二十日くらいでしょうね。それで一日二百円から二百五十円として六、七千円くらいになりますね。

千葉 五、六千円から七千円として、さっきおっしゃった子供のお菓子代やなんか引いて四千円くらいの純手取りが残れば普通だということですか。

藤田 それはいい方ね。子供に勉強をさせたり、塾ということもあるし、放り

ばなしというわけにもいかないから。

松崎 私の方のかたたちは皆さん割合欲張りというか、積極的な方が多くて月一万円くらいほしいから、どんな仕事でも集めてきて下さいというんです。それで、マッチ箱貼りやビニールの袋に石けんを詰める仕事だのいろいろ集めたんですが、期日がちょっと間に合わなかったんです。仕事がかち合っちゃったので。

◆材料の運搬や工賃の支払について

千葉 内職でよく材料の運搬や工賃の支払をどうするかということが問題になりますけれども、それはどうでしょう。

花木 私のところは業者が直接材料を運んでくれます。支払いは大体十日目ごとですけれども、このごろは出来上がった品物を月曜日にとりよきていただくので、そのときついでに工賃も持ってきていただくのです。

藤田 花木さんのところはお宅一軒だけでなさっているんですか。

花木 私のところは一軒ですけど、あちこちにやっている人があるのです。う。自動車で材料を一軒一軒持ってきて、そのとき製品を集めているようです。い。るものは全部会社でくれます。年末の二十八日でしたか、あちこちがお休みになるから自動車が出せないから自分で持ってきて下さいということがありました。電車賃もちゃんと出してくれました。

千葉 材料は一度にどのくらい持ってきますか。

花木 大体百個ずつです。ものすごくかさばるんです。

千葉 松崎さんのところは、どういう経路で仕事がくるんですか。

松崎 弟のところから車で持って参りますが、私のうちに置かないで、皆さんのうちに一軒ずつ配ってもらいます。弟が手数料をくれるといいましたけれど、それをもらわない代りに、皆さんのところに一軒ずつ材料を運んで、出来たのも一軒ずつ集めていってもらうようにしています。

千葉 小林さんの寮では、材料は持ってきてくれているようですか。

小林 そのようですね。その人はとても数を求めていますから、もちろん運んでくるんだと思います。ああいうところはやる人がまとまっていますから、業者も持ってきてやすいと思うんです。

千葉 そうすると、このごろはこっちからもらいに行ったり、また運んだりというのは少なくなりましたね。

藤田 大てい車で運んでくるようですね。持ってきてくれないと、内職する人がいないでしょう。今はパートタイムで四百円以上もらえるんですもの。

千葉 内職の条件もそういう面ではよくなっているということでしょうね。

花木 家の近所では、袋貼りの材料を授産所にとりに行ってますけれど、とて

も重いらしいです。私もちょっとしてみただけですけど、重いし、出来たのを持っていくと、ずいぶん混雑しているのです。往復に一時間ぐらいかかるので、その間家もろすになるし、その点、運んで下さるお店はともいいと思います。

藤田 大きなお店か、こっちがグループの場合は持ってきてくるけれど、少しばかりのところへはなかなか持って来てくれないのね。でもこれはどうしても運んでもらわなくてはだめですね。

◆保証金その他業者との取決めは

千葉 できそこなった場合どうしますか。何か条件でもありますか。工賃を少し安くするとか……。

花木 できそこないというのはめったにないです。初めは心配しましたけど。

松崎 切り込みなんか深くして困るというお話はありましたけれど、料金を差し引くというようなことはありません。

千葉 藤田先生、そういう条件、きめているところがありますか。

藤田 ものによりますね。最近はお初めからそれを見越して工賃を考えているようですね。だから、あまり工賃を上げられないわけです。

千葉 保証金なんかとっているというようなところ、お聞きになりませんか。

藤田 そういう話も聞いております。

千葉 補償金は誰が預かるのですか。

藤田 業者です。し損じというのでは

から。内職者は、でき上がった品物を持っていったとき、それと引きかえに工賃をもらえば、仕事がいやいわけです。

千葉 それから、内職するときいろいろ条件、たとえば工賃や納期、工賃の支払方法なんかの細かい取りきめは補導所が中に入ってくれるのか、皆さんが直接業者と話しあうのか、どちらですか。

松崎 直接いたします。大体いつごろまでに工賃いただけるか。グループですから、責任がありますから。

千葉 お仕事によって、前もって値段がわからない場合もあるでしょう。

松崎 大抵わかります。補導所で伺うときの例ですけど、千枚で二百円ということでやり出したのですけれども、急ぐ仕事ですし、とても肩がこって大変なので、安いように思ったので、業者の方にお話して、少し上げていただきまして、千枚で二百五十円、三百円と上げてもらいました。品物と引きかえにすぐお金いただけました。

千葉 補導所を通じて業者に要求してもらったことありますか。

松崎 補導所から紹介していただきまされども、あとは直接お願いして、できないときはそのままやります。

千葉 グループの場合、工賃のことなんかをグループ員に知らせるのに、業者

から伝票かなんかももらわないんですか。

松崎 補導所へはいつも二人で行って、聞いてきたことを皆さんにお話して、それでいいということになれば、業者に行つて品物をいただけてきます。そして結果を補導所へ連絡いたします。

千葉 そうすると一枚八円と言つても十円かもしれないと疑う人も中にはあるかもしれないでしょう。

福原 業者が仕事を持ってくるとき、いくらくらと皆さんに直接言つてくれますから、私たちが中に入つて困ることはありません。

千葉 そのときリーダーのかたのところに伝票があれば……。

松崎 私のところには伝票をおいていただきます。

藤田 補導所のカードを使つていらっしゃるんでしょう。

松崎 記入しております。記入して一人一人ハンコを押していただきます。それを補導所に持つてゆきお見せします。それとは別に、出し入れはこういうふうなノートにつけてあります。(松崎さんがノートを出して見せる)

千葉 これじゃ間違ひありませんね。あのカードは使つてみて面倒ですか。みんな何て言つてますか。

松崎 私がつけますから。皆さんはそれを自分の手帳の控えと照らしみて、よかったらハンコを押すだけです。千葉 三つも四つものお仕事していら

つしゃって、それぞれ事業所別に手帳があるんですか。

松崎 全部別々に帳面につけてあります。そのたびにお金はすぐ払つて、ハンコをもらつてあります。

千葉 花木さんの方はお仕事受けたとき、どうしていらつしゃいますか。

花木 伝票持つてきていただきます。それをもらつておいて、今度でき上がったときこつちが伝票を出します。

千葉 手元にはないのですか。

花木 複写になっていきますから。

千葉 補導所から仕事の記録というのをもらなかつたのですか。伝票の複写も証拠品としてはいいけれど、あれに自分で書きこんでおくと、一と月どのくらいやつたか、一と目でわかるでしょう。

花木 私はもらいませんでしたが、自分で請求書を出しますからすぐわかります。

◆技術的な仕事や講習会について

千葉 次に問題を進めまして、技術的なお仕事というか、腕のいるような仕事は工賃もいいと思いますが、花木さんのお仕事なんですか。

花木 それが私、工賃がいいのかどうかかわからないから、きょう皆さんに伺つて比較してみようと思つたんです。私の仕事を隣の方に奨めても、むずかしうに見えるらしくて、とてもできそうもないといつて、みんなやらないのです。

千葉 松崎さんの方は講習はいらないんですか。

松崎 袋にヒモを貼りつけるだけの簡単な仕事ですから講習はいりません。

花木 私の方は品物かわるたびにうから女の方が講習にきて下さいます。

千葉 皆さん、技術のいる仕事と、数をこなすような仕事とどつちがいいでしょう。

福原 あまりむずかしい仕事の方がいいらしいです。お年寄りもいらつしゃいますから。

千葉 中年以下のかたは、ある程度技術のいる方がいいんじゃないですか。

藤田 頭を使う仕事は面倒なのね。

福原 三十近くの人から七十近い人までいますが、三十から四十くらいの方が多いいんですけれど、やっぱり……。

千葉 小林さんの方はどうですか。

小林 簡単な方がいいですね。簡単に続く仕事がいいですね。みんな、技術のいる仕事や精密な仕事はいやがります。

千葉 工賃が高いのに、どうしてでしょう。

藤田 気苦労があるからでしょう。

小林・福原 そうですね。

花木 とびきり工賃がよければ別ですが、これも。

花木 でも、でき上がるとうれいすね。積んどくとピンクとブルーとクリムがとでもきれいなんです。我ながらいいなあと思つたんです。

藤田 小鳥を作つたとき、みんな私のうちにきて、これはお金の問題じゃない。どうしてもやりたいっていいましたよ。

千葉 新しい仕事というか、技術をつけるために講習会はときときあった方がいいと思ひますか。

花木 あつた方がいいと思ひます。木目込み人形をやつたとき、ビニールをやってあれにしようかと思つたんです。

藤田 月に一回、何曜日というのならいいと思ひますよ。きょうみたいに、お話する会がたまにあれば、いいですね。

◆保護世帯の隘路について

千葉 先ほどお話の出た保護世帯の実情についてうかがいたいですけれど。

小林 この間、内職を少しやりたいと思ひまして、補導所へ行きましたら、書類に住所や現在の収入を書き込んで下さいといふので、福祉事務所の方へ連絡がついてるんだと思つたんです。私のいる寮は半数以上が福祉の保護を受けているのです。大部分内職して少しでも家計の足しにしたいという方たちですけれど、ちよつと内職すると、福祉のかたがすぐ、どのくらい収入があるかって聞きます。正直、保護の補助金受けでいますと、少しでも家計の足しにしたいと思

って内職をやっても保護の方を差し引かれてしまふから、やっても甲斐がないわけです。ほかの手を抜いて、うちの中をよとして一所けんめいやった結果がそれじゃ……。それで皆さん、じきやめちゃうんです。それもうんととるなら引かれなくてもやむを得ないけれど、女の内職収入といえは限度があるでしょう。それを引かれちゃうからつまらないわけです。

私、この間授産所に行って、そういう書類出されたんで、やってもだめだと思つてそれきり行かなかったです。そしてら補導所のかたが、こういう集まりがあるから出席してほんとの気持ちを話さないと言われたんで、来たんです。寮の人で内職したい人はずいぶんいるんです。貧困者がおりますから。うちも主人が胃潰瘍で手術してまだ三か月なんで、全然無収入なんです。働き手は私一人なんです。外へ出て働きたくても、私も腎臓病があるんで、家の中で座つてやることではないと……。

千葉 子供さんは。

小林 小さいのが三人で、上のが今度学校へ上がるんです。正直、金額保護いだいたい、物価高ですから、とうていおつつかないです。ほんとうに切りつめてやっています。少しでも足しにしたいと思つて内職しようと思つたら、福祉から引かれるというんで、それに私は目が悪いんだし、一所けんめいやつて引かれるんではと思つてやめちゃうたんです。

千葉 補助はどのくらいですか。

小林 人数によつても違ふし、外の居住者と家族寮にいる人とは基準が違います。寮の人は外の人よりいくらか少ないのですよ。大体、夫婦と子供二人で月一万二千円にちょっと欠けるんです。今、大きい子一人よきに預けていますから。その中から共同分担金といつて汲取代・水道代・電気代などの費用をひくくめて四人家族で九百円ぐらい差し引かれるから手取りは一万一千円ぐらいです。ですから、とつてもおつつかないです。

千葉 寮のほかの人内職してないですか。

小林 荷札に針金や輪ゴムを通すような仕事を五、六人でやつてますけれど、これは業者が直接持つてくるらしいです。授産所を通さないで、業者と直接なら、福祉に知られないらしいですね。でも中にはいろいろな気性の人がいるから、内職やつてると、わざわざ福祉事務所に言つて行く人がいるらしいです。

千葉 そういう人がいるから困りますね。結局、知れるのがこわくて内職をやらないうけですね。

小林 そうらしいです。大部分の人がほんとうはやりたいたいだけ……。

藤田 そこだけじゃなくて、全般的にそういうかたが多いですよ。

小林 何とか引かれないようにならな

千葉 授産所を通じて仕事をして、五

百円やっても差引かれますか。授産所から仕事もらったとき、どれだけやったといふことがすぐ福祉事務所の方へわかっちゃうんですか。

小林 五百円くらいなら引かれないでしょうけれど、五百円といつても福祉事務所はおそらく本気にしないでしょう。五百円くらいじゃする人ないですもの。

藤田 あのカード書くのはみんないやるんですよ。書類として残るから。だから補導所のカードも福祉へいく可能性があるがあるんじゃないかと思つて、補導所の仕事もするのをいやがるんです。

千葉 補導所のは行かないですよ。

藤田 やっぱりお役所なんだからといつて、いくら説明してもだめなんです。

千葉 こちらでカード書いていたのは参考にするだけで、ほかへは絶対見せません。責任ある上司の許可がなければ補導所では、よその誰にも見せないのですから安心していいんですよ。

小林 書くところが全部福祉に係ることだから、いくと思つたんです。

松崎 私の方でもそういうかた、いらつしやいました。書かれて困るって。

千葉 保護関係の制度との関係もよく研究いたしましょう。

◇内職というものの考え方について

藤田 私、内職というものの今までの考え方を変えなければならぬと思つたので

すよ。時間があれば誰でも仕事をするのはたのしいことではないかしら。お金がほしいからというだけじゃなくて、時間があるから何かしようというのは、いいことだと思ふんです。内職していると変にとられるという面があつて、非常に劣等感を持つ。この際、全般的に考え方を

千葉 内職という、何か生活が困っているからといふことを考えますね。そういう面もありますけれど、それだけでなく、家庭内で皆さんの持つていら

藤田 心に誇りを持つて大いに仕事をしていただきたい、皆さん自身そういう気持ちになつていただきたいのです。

千葉 内職で多いときは年千二百七十億の輸出をするんですよ。造花二百二十億、去年はビニール造花だけで三十億輸出しているのですから、決して大会社に

藤田 内職していると隣にはずかしいというふうな気持ちを持つのは、やめていただきたいまじょうね。

千葉 皆さん、お仕事を休んで御出席

内職補導所だより



道は険しい

岩手県

矢崎 須磨

岩手の内職補導所が発足するに当たっては、二つの大きい命題を背負

してくれたことと、中央から大量求人

わされていた。一つは岩手県婦協に属する婦人団体と協調して進まねばならぬことと、もう一つは他県から優良求人を導入しなければならぬということである。そもそも産業の少ない県なので、希望者はあっても仕事がないので、仕事を見つけ、また作り出すために内職専門の役所がほしいからと、婦人会が総力をあげて設置運動をやり、それが成功して出来た補導所であったからである。

発足の年として三五年度は求人開拓に非常に苦勞をした。三六年度末の現在見込数として、相談あつた案件数七、四一〇、調査五、八五〇、情報提供七〇、巡回指導二二五と今年度割当業務量をはるかに上回った実績を上げている。これは盛岡市内の業者が補導所の利用価値を認めて利用

人が得られた結果である。この面からだけ考えればたしかに相当の成績を上げたとの自負も生まれて来るのだが、一方昨年の暮から今春にかけ開拓地、農山村からの相談者がぞくぞく出て来たり、身体障害者の就労対策を考えてくれ、扶助家庭に少しでもうるおいをつけてくれと、市町村役場・福祉事務所等から相談を持ちこまれたりすることから、内職行政としては非常に困難な問題が多くなつて来ている。こういう問題に対しては竹細工の特産地として知られている地方に二か所だけ竹細工の講習をすることによって農閑期の内職を成功させ得ただけの成果にとどまっている。

こうした問題はひとり内職補導所だけで解決出来る筈はなく、農政課、農産課、商工課、工業指導所、福祉課等関係機関と提携して慎重に産業開発のつもりでかからなければならぬ問題である。三七年度はこの問題に正面から取組んで行きたいと思つてゐる。また都市の暇だから働きたい婦人と働かなければ生活の成り立たぬ婦人の数も日に日に増える一方である。

しかし元来岩手は仕事らしい仕事のなかつた土地なので、何の技術も持たぬ人が大半を占め、中央から発注される高度なセンスと技術を要求している職種については尻込みしてしまう現状である。内職相談、あつたという二つの言葉が隣合せているようにだと案なの、その間に技術習得という何か月かの習練期間をおかねばならないということになる。三六年度も技術講習は八一回実施し

ている。三七年度は更に強化しなければならぬ覚悟でゐる。これに思ひかたを考へて、しみじみ内職補導事業の道の険しさを痛感させられてゐるのである。

その上岩手は山また山、崖は切り立ち道は狭く交通が不便で、県内を歩くのにはあまりにも時間がかかり過ぎる。七人の職員で県内全体の人々の求めに應ずるのはあまりにも無理が多過ぎる。文字通り岩手の道は険しすぎるのである。どうすれば職員が倒れることなく成績をより一層上げて県民の要求に應え得るか、三七年度の計画をたてるに当たつて基本的に考え直さねばならぬと思つてゐるところである。

(岩手県内職公共職業補導所長)



内職者からも業者からも

喜ばれるグループ作りを

鳥取県

横山 豊実

第一次産業を中心とした裏日本に業者は、その数を増し、近代科学に裏付けられたいわゆる生活の合理化、計画化は、社会福祉の施設の充実と相俟って、家庭生活に自由時間

を見出させ、家計へもプラスになり、わが国の経済界へも貢献しようとの、殊勝な家庭婦人の数を増加させました。

このままで放置しておけば、経済の原則に従って、そこに仲介業者の介入を許すことになり、積極的にこれと取り組もうとしておられる純真・誠実な県民に対し、取るべき行政ではない、これらの方々を保護し、直接発注業者と結びつけ、工場誘致とも手をつなぎ、本県内における貴重な余剰家内労働力を、家内工業化し、家計へも経済界へも寄与すべきであるとの必要が認識され、昨年の四月に、内職公共職業補導所が誕生したのであります。

県内での内職発注業者の数は僅かで、しかも、その求人数は少ないため、いきおい、県外にこれらの発注業者を開拓する必要がある、「内職グループ」との立場が、私たちが内職行政を推進するための基盤となり、内職者が切望する「仕事がいらないこと、工賃が正確に支払われること」は、このグループの結成——

単なる利益集団でなく、チームワークが保たれ、協力態勢のとれた、メンバーとも、業者とも心の通じ合えるもの——によってのみ、はじめて

可能である。そのためには、内職者らは、量より質的に気の合った、意志の鞏固な希望者で、との立場と、製品も、量より質で、必要なのは信用だ、との方針で結成され、業者から異口同音に感謝されるグループを結成する。(二月末で四一グループ)

四、内職の仕事も、ふさわしい内職工賃を伴うものが必要であり、他

このような基調にそった私たちの歩みは、次のものであります。

一、内職についての従来の観念である「世帯持ちが悪いから内職を」とか「貧乏人には内職を」というような考え方から脱却させるために、「近代人としての合理性と民主的な人間性のもてる人であって、はじめて喜ばれる内職者となり得る」ということをPRする。(二月末で一〇三回)

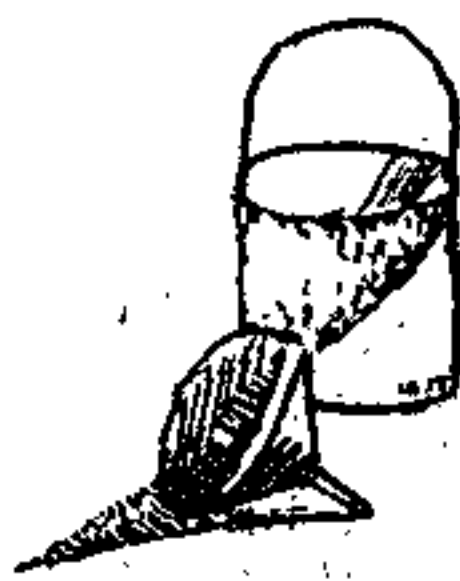
二、内職希望者に、相談の機会を得てもらうため、定例の巡回相談とともに、出張相談を行なう。(二月末で二八回)

三、よい内職グループすなわち業者からも、内職者からも喜ばれるグループを育成したい、との観点か

府県の補導所・関係機関との協力を得て行なう。(二月末で県外求人二)

五、二月末までの窓口相談件数、一、四八四、登録件数九七二、技術補導五五を行なっています。

(鳥取内職公共職業補導所長)



一年三か月だが

調査にPRにはりきる

福島県

冬 室 軍 治

当補導所は、全国で十九番目に、東北では岩手県に次ぐ第二番目に、県内の未亡人会・婦人団体等からの強い要望により昭和三五年十一月一日に呱呱の声を挙げたのです。誕生して僅か一年三か月、求職相談は二、六三五件で、乳幼児的存在なので、歴史と伝統を誇る先輩県とは内容も、実績も比較にならないことを申し上げておきます。

本県は東西一六六キロ、南北一三二キロ、一三、七〇〇平方キロの広さをもって、人口は二、〇九一、四九二人、各産業別就業人口は第一次産業に従事するものが大きな比率を

占めているのが典型的な姿ですが、本県では県民の所得向上を前提として、次第に第二次・第三次産業へ移行することを企画し、逐年構想がねられていくようです。内職は、第二次・第三次産業中の製造業と卸売業の関連部門から求人が最も多く出ており、我々の今後の期待は、県内に一日も早く近代工業が誘致され、工場の造成が活発になることと、商業活動が発展することです。

次に県内には一四市、五八町、四八村、合わせて一二〇か市町村があり、世帯数は三八一、五二六世帯あります。

こうした産業の現況の中で県内に内職を発注している事業所はいくつか、また一方、内職を希望するものは都市と農村にどんな形で分布しているのかをできるだけ科学的に調査し、把握することが緊要な仕事であることを感じました。それで昭和三年三月、四月にかけて県内職安所長（一一所）の協力を得て、職安管轄区域毎に八一〇事業所の調査を行なった外、当所職員の随時訪問による調査を合わせて、昭和三年一月末日までに一、四二八事業所の調査ができ、その間に受理した求人は一三六件で、求人数は三、〇五八人を確保することができました。

さらに事業所調査については、昭和三年八月に労働省婦人少年局が全国の内職補導所に指示して統一した方法で行なった県内内職市場の調査を、本県では、製造業七、八六八事業所及び卸売業三、五六九事業所合わせて一、四三七事業所の台帳整理が終了したので、年次計画をたてて始める予定です。

次に家庭内職実態の把握ですが、本県の全世帯数は三八一、五二六世帯（昭和三五、三、一現在）であり、このうち福島・会津若松・郡山・平・白河の五市を選び、全世帯数九一、

五五八世帯のうち無作為抽出の方法で、全世帯の二・六〇二、三八〇世帯について調査を行なった処、五市を平均して内職を希望するものが二〇％、現在内職をやっているもの一八％で、残りの六三％は今の処内職をしなくともよいとの調査結果が出ました。それで内職を希望するものの意外に多いことを知ったので、福島市を除く四市（会津若松・郡山・平・白河）に昨年一〇月下旬より毎月二回の定期巡回相談を、関係職業安定所内に開設して、実施回数を重ねるに従って相談件数も徐々に増加し、利用度は高まりつつあります。

次に本県の主な内職々種についてあげると、先ず第一に繊維関係のものが断然多く、セーター・人形用セーター・人形用ワンピース及びスカート縫製・スカーフ手摺加工・和裁・洋裁等で、次ぎに布製造花・ロザリオ組立・パドミントン・ガット張り、非鉄金属のバリとり、人造真珠のほか手芸品のビーズ刺しゅう、竹籠編み・藤づる編み・郷土民芸品の加工等とその職種の範囲は五〇職種にも及んでいます。

次ぎは本県の地理的事情から、内職導入に種々困難の伴う地域も数多

くあり、こうした都市より離れた遠隔の地には、専らグループの育成指導に力を入れており、その結成数も現在までに五四のグループを数え、構成人員九四九名となり、いずれも運営は、円滑に順調に行なわれています。

最後に内職の広報関係ですが、県自らの広報活動は当然のことでもありますが、地元中央の各新聞社やラジオ等の報道機関は、非常に協力的で、現在までに取材として取上げられたものは六〇数件にも及んでおります。広報宣伝のねらいは、公的な内職行政の中心機関のあることをよく知ってもらうこと、県民に気軽に利用してもらうことで、所自体としても、内職だよりを毎回発行し、また内職成功の秘訣一〇か条などを印刷して、関係機関を始め県内市町村婦人団体等に送っております。また去る一〇日、一一日の二日間には、福島市中合百貨店において、福島県と職業訓練協会の主催で、県下職業訓練所訓練生作品と内職加工作品の展示会が開催され、内職展示品を通じて、県民に広くPRができ、大いに宣伝効果を挙げ得たことを喜びながらこの稿を終ります。

（福島県内職公共職業補導所長）

婦人界のうごき

（二月一日と二月二〇日）

（二月）

一四日 主婦連合会は一四日午前中、東京四谷の主婦会館で繊維製品の品質表示について研究会を開いた。約三〇名の主婦が参加、関係機関代表として招いた通産省担当官および業者代表に、繊維製品の取り扱いを具体的に表示してほしい等の要望を出した。なお、同日午後には同会館で「豚肉の値段と品質を調べる会」を開き、肉屋代表を集め、都内各所の肉屋から買ったコマ切りの豚が実際に値下がりしたかどうかを検査した。

一八日 ブラジルの神戸駐在領事にマリナ・トレド女史が着任した。トレド女史は一九五三年ブラジル外務省に勤務したのをはじめに、国連勤務、西独フランクフルト・アム・マイン領事などを勤めた。一男の母である。

二六日 ユネスコは二月二六日から三月八日までタイのバンコクで「アジア地域の農村婦女子の教育に関する専門小会議」を開催、アジア地域一八か国の婦人教育専門家を集めて研究協議した。研究事項は①アジアの農村地帯婦女子に提供されている教育の機会に関する現状の評定、②農村婦女子の就学上の問題点の指摘、③これら問題点を解決するため、各国が実施し、または実施しようとしている対策の協議、④近い将来に実施予定の農村婦女子の教

（28ページ下段へつづく）

ふえていく 内職補導所

婦人少年局庶務課

本号に特集されている内職者の座談会で語られているように内職上の苦しみや悩みはまことに切実なものがあるが、内職問題は極めて複雑で、これを解決するには隘路も多く国の諸施策の充実が望まれるところである。この要請にこたえて年を追って活躍の領域を拡げつつある内職補導所の活動の現況をみてみよう。

一、内職公共職業補導所の生 いた

内職公共職業補導所は、昭和三十七年度において前年より五か所の増設が認められ、全国では三一か所の補導所が設置されることとなった。ここに至るまでの経過を簡単に眺めてみよう。

内職には問題も多く国の施策が必要なのは世人の常識として早くから明らかとなつていたので、昭和二二年労働省発足とともにいち早く婦人少年局の仕事とされ、先ずその実態調査から着手されることとなった。すなわち昭和二三年労働基準法の制定以来、その枠外に置かれた家内労働について、製造業者・仲介人・家内労働者を対象とする調査活動を継続実施していたが、昭和二九年に東京・大阪・名古屋で内職従事世帯を調査して問題点を検討した結果、内職に関する地方の中心的行政機関の必要性が痛感され、これが認められて、昭和三〇年に至り内職公共職業補導所の発足を見ることがなつたものである。

補導所は都道府県が設置し、労働省の定めた基準に合致するものに対し国が援助を行なう機関であり、法律の裏付けはないが、家内労働問題に関する総合対策が実現をみるまでの行政措置による地ならし的意味を持つとともに、内職に関する援助の緊急必要性にもとづいて設置運営されるものである。設置箇所数も昭和三〇年に三か所認められて以来、次のように年々増加してきている。

三〇年度	三箇所	三五年度	二一箇所
三一	八	三六	二六
三二	八	三七	三一
三三	一五		(予定)
三四	一六		

三十七年三月末現在で設置を見ているところ

二、内職補導所の現況

補導所の行なっている諸事業のうち主なものについてその運営取扱いの現況の一端をみると次のとおりである。

(1) 内職の相談、あつ旋

内職の相談に応ずることは補導所の中核的機能であり、これに伴う内職のあつ旋という機能のウェイトも高いため、この業務はどの補導所も最も力を注いでいるところである。補導所の存在が周知されるにつれて相談、あつ旋のための利用者は年々増加を示し、例えば東京都の場合など、従来の江東地区の補導所の外に足立地区に一か所増設されたが、江東補導所への来所者は減少することなく却って増加している現状である。相談、あつ旋の方法も、内職者の個性に応じた適職判定指導、技術内職への誘導など個人的指導の強化とともに、グループの育成が成果をあげてきて、グループに対する集団的な相談、あつ旋についても策を進めてこれが軌道に乗ってきている外、市町村等の施設、地域の婦人団体等の要請にも十分応えようよう体制を整えてきている。

(2) 苦情の処理

補導所は内職に関するよろずもめごと相談所としての機能をもっているが、これまでの取扱い事例をみると、補導所のあつ旋した内職に関する苦情の処理が大

部分を占めている。業者からは製品の納期・不良品に関するものが多いが、内職者の側から持ち出されたものは多くの場合工賃で、その処理方法も不払のものを支払わせたとか、業者が倒産した事件につき債権者会議に申入れて工賃分の確保につとめたとかの成果を上げている。また、これを予防するためあまり信用の置けない業者とは工賃の支払期間を短縮させたり、また未払の間は或程度原材料を担保のために内職者の手もとに確保させておく等の指導を行なって事故防止に努めているが、補導所を通じて場合には業者の調査も行なわれ、また業者自身もあまりおかしいことは差控えるため、問題となるケースは少なくなる点も見逃せない。これは補導所という公的機関が介入するだけでもたらされる効果であるとも言える。

(3) 内職市場・内職実態の調査

管内内職市場の調査は補導所の大きな事業の一つである。求人開拓のための内職提供事業所の調査は業務の基礎になるものとして、業務の地域への浸透状況と対応しつつ年々その成果を蓄積しており、例えば三六年九月末現在で東京都七、〇〇〇、愛知県四、三〇〇、大阪府四、六〇〇の提供事業所が既に把握されており、このうち愛知・大阪では製造業に属するめばしい事業所はもれなく調査されている。相談・あっ旋等の業務を的確に行なうには、変動の激しい内職市場

のことであり、職安行政の雇用主訪問に対応する形で繰返し事業所調査の実施を必要とするものである。

基本的な調査としては、このほかに管内の内職者層とその実態を把握するため内職希望者・従事者調査が実施されてきたが、補導所業務の進展につれてこれら調査の充実と共にさらにきめ細かく内職市場の内部にも眼が向け始められている。内職市場はこれまで公けには全く未知の領域であったので、まだまだ明らかにしなければならぬ分野は無限といつてもよい。工賃適正化のためには幾段階にもわたる内職製品の流通過程及び原価の形成過程を知ることが不可欠であり、この過程も製品が内需であるか輸出向けであるかによって異なってくることであり、複雑に入り組んだ関係を構成している。この領域に着手したのが愛知県の合成樹脂・紙製品等数業種にわたる製品流通過程調査であるが、この面の調査は今後も一層強化されて行くであろう。また昨年、各補導所が実施した公的、公益的な内職あっ旋機関の調査は、内職需給の結合面でこれらの果たしている役割、取扱職種、工賃等の内職条件等を明らかにしようとしたものであり、これに次いで民間の仲介人等の中間段階の実態も把握が意図されている。

(4) 広報活動情報の提供

内職に関する一般の認識と理解はまだ

まだ十分であるとは言えないし、また内職市場の動向などは家庭で孤立分散している内職者には触れる機会が少なく、そのために不利益を蒙る場合も多い。この啓蒙に補導所の果たしている役割は大きい。具体的な活動としては各地で内職展示会を独自で（神奈川、岡山、高知、岐阜など）または職業訓練所と併せて（茨城・愛知など）開催し一般の理解を促す一方、内職関係者に対しては出版物の配布及び新聞・ラジオ等の報道機関への情報提供により補導所の動きや内職職種・条件等を知らせ、その便宜をはかっている。なかでも月単位で定期的に発行される「内職だより」は内職の所在・条件・動向その他について啓蒙的な役割を果たすだけでなく、各地の工賃相場を知るよすがともなり、好評を博している。

(5) 巡回指導

東京都を除き補導所は各県の県庁所在地に一か所あるのみで、遠隔地の人々はなかなか利用し難いし、また内職は単に窓口指導だけでなく現地できめ細かく配慮指導を要する面が多い。このために、管内の巡回指導が鋭意実施されており、北海道のような広大な地域を除いては広く各市町村に及んでいるが、職員数の不足も機動力の関係もあって不十分な点も多くその実施には多くの困難が伴っている。業務浸透のための補導所組織の拡充が強く望まれるところである。

(6) 技術補導

内職は、その作業の単純・不熟練の故に工賃が低劣に置かれている面も否定できない。このために内職者に技術を与え、技術的な内職に就業させることは、工賃引上げの効果を持つとともに、内職が機械力をチープレーパーで補うものでなく、真に手工技術に依存するものとして雇用市場との良好な関係樹立にも役立つことから大いに奨励されている。内職を始めるに当たって技術を補導するだけでなく、季節的に発注を見越して予め補導切な職種・技術の研究も行なわれている。神奈川県では毎年内職技術競技会が実施されているが、これは標準技術・工程及び作業能率の研究、ひいては標準工賃の研究へと発展してゆく有力な手がかりとして注目される。しかしながら、内職希望者の中にはまだ簡単な仕事を望み、技術的なものに気おくれする風も相

当あり、この人達に技術への意欲を引立たせて行くことから始める必要があるなど、この分野はまだ緒に付いたばかりで今後に期待するものが大きい。

(7) 都道府県間の連絡調整

内職職種は全国的にみると、どんな地域にもあるものとともに、東京・愛知・大阪をそれぞれ拠点とする内職経済圏ともいうべきものに依存する。これらの地域から全国に流れて行く分野も大きな地位を占める。内職発注の広域化が工賃の低下をひき起こすすべし問題は多く、

都道府県間の連絡調整は重要な機能である。当面情報交換と補導所間の連絡の密接化によりこれに依拠しているが、的確な調整は今後に残された課題であるといえよう。

(8) その他の事業
以上の事業の外にも補導所は多岐にわたる諸援助を行なっている。たとえば内職賃適正化のための業者指導や研究、内職委託条件明確化のための指導、業者

と内職者及びグループリーダーと内職者間に利用させるための内職手帳の作成、配布、ペンゼン問題に見られたような安全衛生面への配慮など内職者の保護の面にも注意を払って、地方における内職行

政の中心機関としての期待に十分応えるよう着実な事業の発展をみているものである。

臨時家内労働調査会の審議状況と家内

労働に対する「行政措置」の推進状況

労働省労働基準局賃金課

昭和三四年秋、同年夏に東京都内のヘンプサンダル加工に従事する家内労働者の間に続発した「ベンゾール」中毒事件を契機として、労働省に「臨時家内労働調査会」が設置され、家内労働者の保護対策について審議されていることは、すでに周知のとおりである。また、同調査会が、それまでの審議を通じ、わが国の家内労働の実態が予想以上に複雑であり、また正確にその実態をとらえることは容易でないことが明らかにされ、したがって、真に実効性のある対策をたてるためには、かなりの期間をかけて慎重に審議する必要がある。しかしながら、それまでの間、家内労働の現状からして、

把握するためにも、調査会の審議と併行して、家内労働関係を明確化するために、(一)家内労働手帳の採用 (二)標準工賃制度の設定、および (三)安全衛生等作業環境の改善、等についての「行政措置」を実施すべきであるとして、昨年九月に中間答申を行なった経緯についても、昨年本誌で紹介したところである。

把握するためにも、調査会の審議と併行して、家内労働関係を明確化するために、(一)家内労働手帳の採用 (二)標準工賃制度の設定、および (三)安全衛生等作業環境の改善、等についての「行政措置」を実施すべきであるとして、昨年九月に中間答申を行なった経緯についても、昨年本誌で紹介したところである。

そこで本号では、その後の同調査会の動向と都道府県労働基準局が実施中の前述の「行政措置」の推進状況や実例について概述することとしたい。しかしながら、調査会の審議状況については、現在審議の過程にあり、いまだ結論をえていない段階にあるので、その記述はきわめて概略にとどめることとする。

一

調査会は、現在までに二二回の総会を開いているが、当初の実態把握中心か

と内職者及びグループリーダーと内職者間に利用させるための内職手帳の作成、配布、ペンゼン問題に見られたような安全衛生面への配慮など内職者の保護の面にも注意を払って、地方における内職行

ら、現在是对策上の実質的検討に入っている。すなわち、(一)家内労働対策における基本的問題点としては、対策の性格、対象および実効性確保の手段等であり、(二)具体的技術的問題点としては、家内労働関係の把握、委託契約の明示、工賃、災害の防止、公衆衛生の保護等がそれである。前述したように、どのような形で、またどのような内容がもられるかは、もとより論すべき段階ではないが、いずれにせよ、何らかの結論がえられるのもそう遠い将来ではないと期待されるところである。

家内労働に対する「行政措置」は、調査会の中間答申に基づいて、昨年四月より全国的に指導が進められているが、その結果本年三月末には、一七業種(委託者一、二七六八、家内労働者三八、三三三人)について、標準工賃制度が設けられ、六業種(委託者一六七八、家内労働者四、二五一人)について家内労働手帳が普及されている。

標準工賃制度の一例

○埼玉県羽生地区被服製造業家内労働標準工賃協定書

羽生被服協同組合及び羽生衣料縫製協同組合は、家内労働者の労働条件の改善をはかり、家内労働者の生活安定並びに事業の公正な競争に資し、業界の健全な発展に寄与することを目的として、家内労働標準工賃について下記のとおり協定する。

昭和三十七年三月七日

羽生被服協同組合

理事長 小林 甲一

羽生衣料縫製協同組合

理事長 五月女 忠文

記

1 組合員の家内労働者に委託する縫製加工の標準工賃は「別表、家内労働標準工賃表」のとおりとする。
「標準工賃表」に記載されていない

羽生地区被服製造業家内労働者標準工賃額表

(昭和37年4月1日実施)

羽生被服協同組合、羽生衣料縫製協同組合

製 品 名	工 程	単 位	標準工賃	1日(実働8時間)標準作業量	摘 要
作業ズボン	ミシン縫裁 (縫いばなし)	本	25円	12	縫糸家内持 労働者持 (原材料品持 原附託者持)
学生ズボン(小学生)	"	"	28	15	
学生ズボン(中学生)	"	"	33	13	
乗馬ズボン	"	"	38	12	
作業シャツ	"	枚	21	20	
カッターシャツ	"	"	35	13	
綿ギャバジャンパー	"	"	46	10	
オープンシャツ	"	"	40	12	
学生服、作業服、作業衣、ジャンパー、ズボン	ボタン付 ホック付	個 組	30銭 70銭	750 320	縫糸附層 品等全持 (委託者持)

(備考) 上記製品工程の作業基準は別添「作業標準書」のとおりとする

附則

本協定

の実施期

日は、昭

和三十七

年四月一

日とす

る。

(参考)

当該業

種の概況

(一)委託

者数 一

五〇業者

(二)家内

労働者

1世帯

数 六〇

〇世帯

2従事

者数 八〇〇人

(女子が大部分)

(三)関係者の団体・委託者

団体として、羽生被服

協同組合(親工場の組

織)、羽生衣料縫製協

同組合(下請工場の組

織)がある。

(篠田 裕)

阿東町地福という村は、山口線で北に約三

十キロ、ほぼ島根県境に近い、中国山脈の山

ふところに抱かれた、静かな平和な農村であ

る。冬は山口県の北海道といわれるほど雪が

多く、その上工場一つない純農村地帯のた

め、農業に従事する以外に若い人達の労働力

を収容するところのないことが、この土地の

悩みとされている。従っていきおい、中学校

を卒業した青少年の大半は、他市あるいは遠

く京阪神方面に職を求めて家を離れていく。

一度家を後にした少年は、二、三年後には家

を忘れ、友人を忘れ、中には不良化してい

る者もあって、これら青少年を持つ母親たちの

不安と淋しさは深刻なものであった。

ところが、この果樹一本運動によってその

悩みも次第に解消されようとしている。この

果樹一本運動は、去る昭和三十三年、地元婦

人会の提唱で、異郷に働く青少年に心のゆと

りと励ましを、そして同時に青少年と家庭を

結びつけ、不良化を防ぐことを目的としては

じめられたものである。当時、農協を通じて

購入した苗木を各家庭の空地に植えつけ、以

て、

最近、各方面で働く青少年の問題が、大き

くとりあげられ、その対策も進められている

が、何といっても、傷つきやすい青少年の心

を暖く包み、正しい方面に導くには、単なる

形式的な慰問や一時的な教訓より、こうした

愛情の結びつきが何よりも大切なことであ

る。家庭を離れて働く青少年が、故郷から送



瀬崎 ムツ

果樹一本運動

働く青少年と家庭を結ぶ

来毎年一本ずつ植えたことによって、今日では
あんず、柿、栗、桃等四季の果物はほとんど
そろって、結実を待つばかりとなった。

桃栗三年柿八年といわれるほど、実を結ぶ
までには相当の年月を要するものであるが、
お母さんたちは、それを辛抱強く実行した。

そして、ようやく昨年の秋、栗の実が大きく
みわたたので、早速第一回として、異郷の青
少年のもとへ送り届けられた。青少年たち
は、この故郷のあたたかい贈物に大変感激
し、早速母親のもとに、暖い郷土の味を楽し
んだ、という便りが届けられた。これによっ
て、お母さんたちの悩みも解消され、長い間
の努力と夢が実を結んだのである。以来文通
も頻繁に行なわれるようになったということ
である。

(山口婦人少年会長)



新聞配達に従事する 年少者の労働の実態

「新聞配達」の業務は年少者が学業のかたわら容易に就労することができ形態であるために、学齢児童・生徒で就労するものが比較的多いことが知られていま

婦人と年少者

昭和三十六年一〇月に日本新聞協会が、朝夕セツト紙五〇紙・非セツト紙一〇紙、単独紙四七紙、合計一〇七紙を対象として実施した調査によると日刊紙の発行部数は二、五九〇万部で、その約九二%が各戸に配達されるといわれており(一、四〇〇万部)、これに要する配達員は延一六万人と概算されますが、そのうち年少者は延一五万人にのぼるものと思われ

ます。さて最近の中小企業における求人難の傾向は、この業務もその例外ではなく、配達員の年齢の低下も予想されます。さらに、労働条件の改善については、具体策等の検討も各販売店、各社販売部等において検討されている実情であります。が、以上のような事情より、以前にもまして就労が、学業・健康その他発育におよ

場は四〇%で、「二〇人以上三〇人未満」の事業場は八・九%にすぎません。一方大阪市の場合は四七事業場中、一番多いのは東京と同様「一〇人〜二〇人未満」の事業場で五五・四%をしめ、「一〇人未満」の事業場は三六・二%となっており、逆に「三〇人以上」の事業場は四・二%にすぎません。さらに福岡市では、「一〇人〜二〇人未満」の事業場は三三事業場中三三・四%で、「二〇人〜三〇人未満」のものと、「三〇人以上」の事業場はそれぞれ三〇・三%、逆に「一〇人未満」の小規模の事業場は六%にすぎません。さらに取扱部数が「四、〇〇〇部以上」の事業場の多いのは仙台、大阪、福岡の順となっており、「一、五〇〇部未満」の部数の少ないものの多いのは名古屋、福岡に多くみられます。

(2)児童の使用許可
児童・生徒全員について使用許可をうけて使用している事業場は地区によってことなり、最も率の高い名古屋市内において二六・七%、福岡市で二二・一%、最も低いのは大阪で二・一%となっております。また「一部の児童・生徒について許可をうけている」事業場が一番多いのは仙台市で四五・〇%、次は名古屋市内で三七・七%、ついで福岡市の二八・二%であります。これは事業主の法規に関する認識の不足も考えられますが、一方求

人難等をも反映して年少従業者の移動が激しいために使用許可手続のための手数料が多くなることも原因として考えられます。また地区によっては使用者が使用許可の申請を同業組合・所属販売会社・労務管理事務所等代行の機関に委任しており、児童・生徒の雇入の都度許可申請を自ら行なっていないこともその原因の一つといえます。

(3)労働者名簿の調製
労働者名簿を調製している事業場は最高七五%（仙台）、最低は六一・七%（大阪）でその他の地区はほぼ七〇%程度となえています。この調製の割合は昭和三十一年に婦人少年局が実施した東京都内の調査結果より各地とも大きく上まわっています。しかしながら労働者名簿については、「使用者は各事業場ごとに本名簿を作成し、記入事項に変更があった場合には遅滞なく訂正しなければならぬ」というものであるにもかかわらず、地区によってはその調製を(2)のべた同業組合等に委任しているため、労働の異動について訂正されないままに放置されたり、或いは代行機関等に労働者名簿の保管ま

でを委任している場合がみられます。

(4)賃金台帳の調製
各事業場の労働条件の把握、明確化をはかり、さらに労務管理の改善に寄与するために基準法では使用者に対して賃金

台帳の調製を義務づけていますが、賃金台帳を備え付けている事業場はこの調査では、最高が福岡市の八一・八%、最低は大阪市の六八・一%で、この結果も労働者名簿の調製同様、三一年の東京都における調査の結果よりも大きく上昇し、改善されたことが知られます。

(5) 補助員の使用

店員であつて児童・生徒を直接に指揮監督し、新聞配達等の業務を行なわせる者を補助員とよんでいます。このように新聞配達の業務に補助員を使用しているのは仙台市の事業場の場合に一番多くみられ、六五%、これについて多いのは東京で二三・六%を示しています。

しかし福岡市、大阪市ではほとんど補助員は使っていないという結果がみられます。これらの事業場では「五人未満」の補助員を置いている場合が多く、仙台では七七%、東京では八四・六%であり、補助員「五人以上一〇人未満」は、仙台では補助員を置いている事業場の二三・一%、東京では七・七%みられます。以上のように使用者の中には補助員を使用している児童・生徒を使用させているものがみられます。

いま店主に直接使用されている児童・生徒の賃金と、補助員が直接に監督する児童・生徒との賃金を比較しますと、二五日以上稼働のものについてみると、仙台ではこの間に大差はみられません。が、東京、福岡では店主直接の方が平均

賃金は高くなっています。一方名古屋、大阪では逆に補助員を使用している方がそれぞれ四八三円、および二七七円高くなっています。これは昭和三一年の結果と大きく異なる点ですが、これは両地区が三〇〇部以上の配達部数をもつ児童・生徒の比較的多いことと（仙台〇%、東京三・四%、名古屋二七・三%、大阪五二・一%、福岡三・六%）深い関連をもつものと思われる。

(6) 労働関係法規についての事業主の意見
「子供の成長に新聞配達の業務があまり支障がなければ、最低年齢を一〇歳ぐらゐまで引き下げて、小学生を公然と使用できるようにしてほしい」という意見が一番目立ち、仙台では三五%、名古屋市では一一・一%、福岡市では二・二%となっています。

これについて多いのは「雇用のための手続をもっと簡単にしてほしい」とのべているもので、大阪市の一二・八%がこのような意見でした。

さらに何事も法のとおりにゆきかねる実情があるとするもので、福岡市の一五・二%、東京都の七・二%の事業場が以上のような意見をのべています。なお「年少従業者の出入が激しいので雇用手続をすることは無理である」といった意見も大阪市の八・五%、福岡市九・一%みられました。

さらに非常に少ないが貴重な意見としては「現在の年少従業員の年齢制限が一

二歳以上にはいる支障があるので、一五歳以上にしたらよいと思う」といった意見もみられました（名古屋市）。

もので福岡市の事業場の三〇・三%、大阪市の事業場の一四・九%がこう希望しています。この実現は年少従業員にとって大きな労働条件の改善となると考えられます。

(7) 年少従業員に関する事業場の意見、希望等

II 年少新聞配達従業員の実態

(1) 家庭の状況

これについての主なものとしては次のようなものがあげられます。

まず第一にあげられるものは「新聞配達の子供に誇りを持たせるように社会の理解と協力を望む」とのべたもので一番多いのは名古屋市の事業場の二八・九%が上にのべたように要望し、福岡市の二・一%、東京都の一〇・九%、大阪市の八・五%となっています。これについて意見の多いのは「もっと年少従業員は責任をもつてほしい」とのべたもので、大阪市の事業場の二三・四%、仙台市の一五・〇%、名古屋市の一三・三%、東京都の九・一%となっています。さらに第三にあげられるのは最近の児童・生徒に対する批判で、「近ごろの子供は打算的で、このために異動が激しい」というものですが、大阪市が最高で二二・三%、ついで福岡市の九・一%、東京都の七・三%、名古屋市の七・八%の事業場において上のような意見がみられます。またこれに類似の意見としては、数は少ないが「素直に働いてもらいたい」、「突然休まれることが多いので困る」、「真面目さがない」等が目立っており、一方最も目立った意見としては「日曜日の夕刊を休刊にして週休にする様に希望する」といった

担任教師がみて家庭の生活程度が「普通である」とするものは仙台市および名古屋市のそれぞれ五二・九%、四一・六%ですが、「普通である家庭が少ないのは大阪市および福岡市で三三・八%および三二・七%です。しかし「やや貧しい家庭」の年少従業員は福岡が一番多くて四七・六%、名古屋は四二・〇%となっており、これについては大阪で四〇・六%みられます。そして「やや貧しい家庭」の少ないのは仙台市が目立っています。「やや貧しい家庭」のものと、「貧困家庭」のものの合計で一番多いのは大阪で六七・二%、福岡市は六六・七%で、比較的「貧困家庭」のものの少ないのは仙台市で四五・一%となっています。さらに生活保護法の被適用家庭の割合をみると福岡市が一番多くて二二・二%、ついで東京都では二・一%が被適用の家庭で、逆に少ないのはやはり貧困の程度と同様に仙台が最も低くなっています。

さらに本人の健康状態をみると、各地区とも「普通のもの」が六四・三%から七二・一%を占めており、「普通より壯

健康なもの」がほとんどですが、中には「やや弱いもの」もみられます。「弱いもの」の多いのは大阪市および福岡市においてほぼ一〇〇程度みられ、一方学業成績においては、「普通のもの」の多いのは仙台市で四四・五〇程度みられますが、「普通より劣っているもの」がやはり各地区とも多く名古屋市では七〇・六〇が、大阪では六七・八〇が普通以下の成績であると担任教師は報告しています。これについて福岡市もほぼ同じく六六・七〇で、一番割合の低い仙台市も「普通以下のもの」が五〇〇程度となっています。なお少数ながら優秀な成績を示すものも従業してはいますが、その割合の高いのは仙台市の五・二〇、福岡市の四・九〇となっています。

(2) 配達の実情

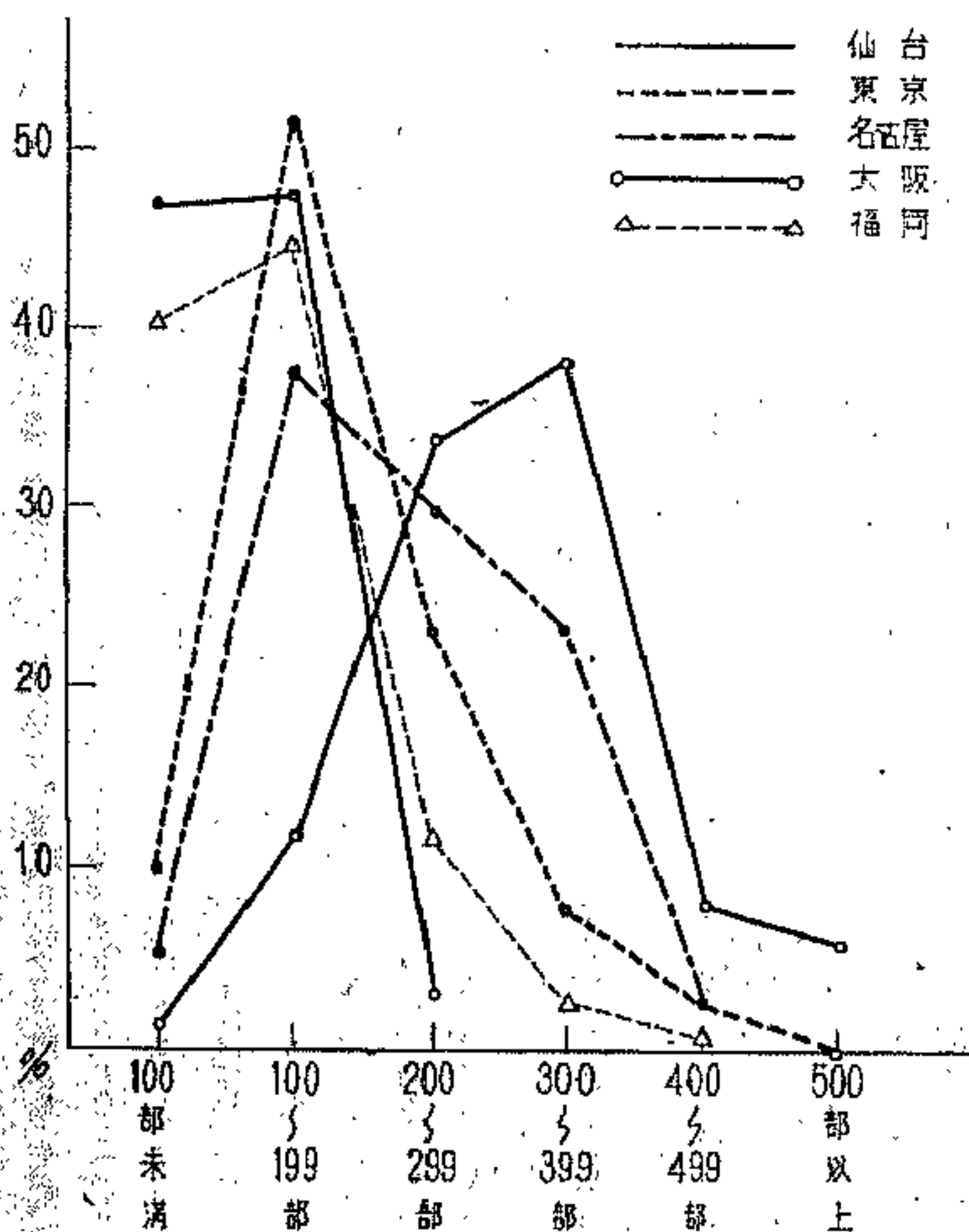
新聞配達に従業している年少者のうち住込として把握できたのは東京都の場合二・二〇、名古屋市では一・五〇、大阪市の二・〇〇にすぎず、他の仙台市および福岡市では住込のものは把握されませんでした。従って他はすべて通勤により就労しているとみられますが、学校の意見として「朝の就労が早いために時折販売店に泊り込み、このため先輩従業員から良くない影響をうけるケースがみられ心配である」というような意見も東京、名古屋、大阪においてみられました。仕事の内容としては地区によって大きな差がみられ、仙台市と大阪市では新聞配達

だけをするものがほぼ六七・九〇、および六〇・八〇ですが、一方名古屋市では新聞配達とおり込み・集金をするものが三二・一〇あり、さらに大阪市、福岡市では、新聞配達とおり込み・読者拡張業務をするものは三一・二〇および三〇・四〇を示しています。なお、紙とり以外のすべての仕事をしているものは比較的名古屋市に多くみられ二七・七〇、新聞配達とさらにおり込み・集金・読者拡張業務等のいずれか一つを仕事としているものは、東京・大阪・福岡に多く、それぞれ二二・八〇、二八・六〇および三一・三〇となっています。つきに、配達部数は図のように、地区により大きな差がみられます。「一〇〇部未満」の配達部数を受持

っている児童・生徒の多いのは仙台市および福岡市で、それぞれ四七・一〇、四〇・二〇ですが、東京、名古屋、大阪ではその割合は非常に少なく九・九〇、五・二〇および一・五〇を示しています。また各地とも多いのは「一〇〇部〜一九九部」を配達する児童・生徒で東京、大阪では五二・五〇および五〇・〇〇、これについて仙台市の四七・六〇、名古屋市は三七・六〇となっています。

「二〇〇部から二九九部」の配達部数のものが多くのは大阪市で三三・七〇、名古屋市の二九・九〇、東京都の二四・七〇がこれにつづいています。「三〇〇部〜三九九部」を受持っている児童生徒は大阪市が一番多くて三七・八〇、名古屋

地区別配達部数別年少従業員の割合

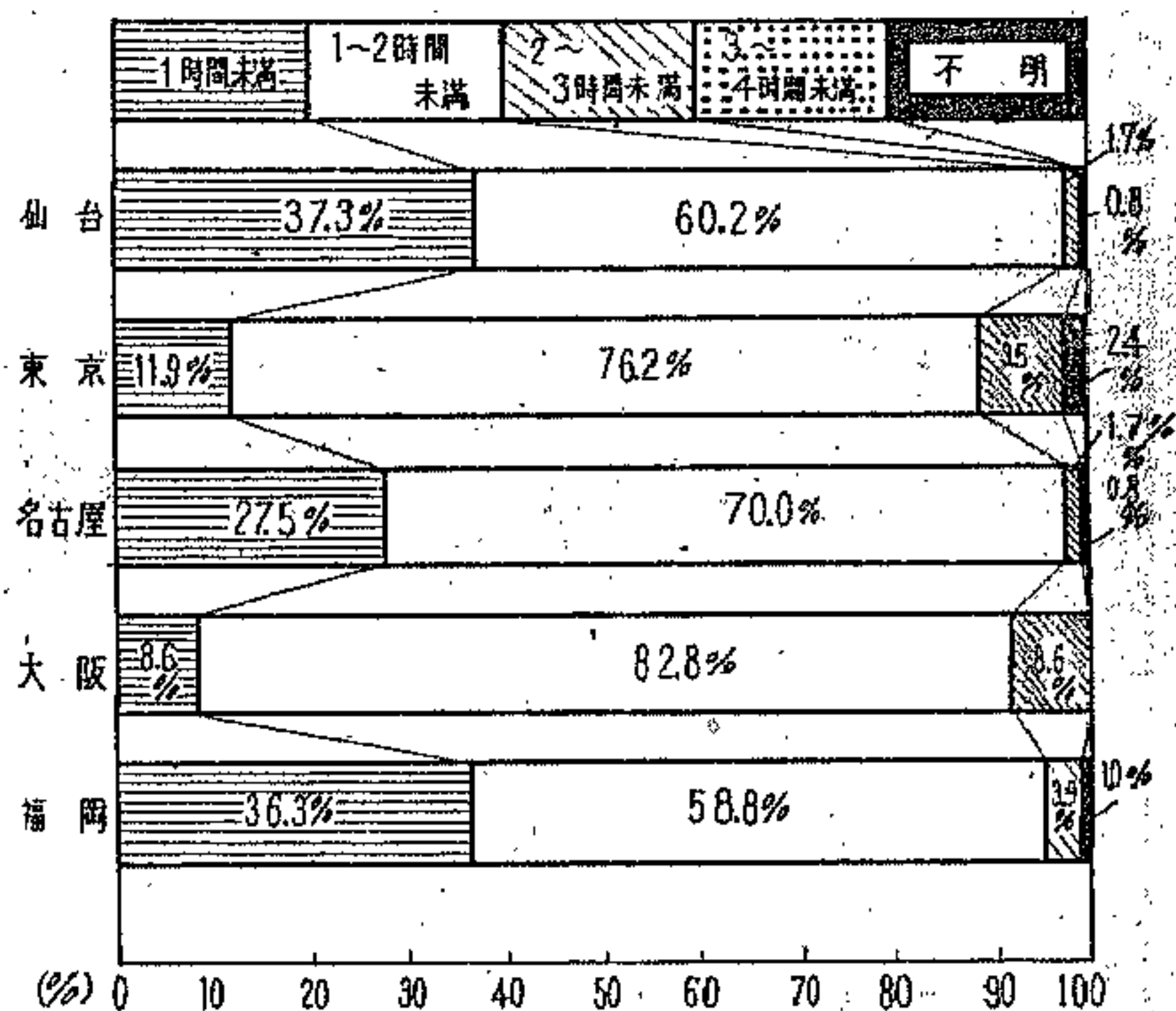


(3) 労働条件

(1) 配達に要する時間

朝事業場に集まる時間はほぼ四時以前から五時以降に拡がっていますが仙台市および、福岡市では「五時以降のもの」が多くて七八・八〇および八八・二〇となっていますが、東京都、名古屋市、福岡市では「四時三〇分〜五時以前」に事業場に集まるものが多少みられ、年少者にとって大きな負担となることが考えられます。配達のための販売店での紙わけなどに要する時間には相当の幅があります。福岡では「一五分〜三〇分未満」の

朝・夕刊配達時間別年少配達員数の割合



ものが一番多く三二・四％で、その他の各地区では「三〇分以上一時間未満」の時間を必要とするものが多くみられ、また、そして配達に要する時間は朝夕では「一時間～二時間未満」のものが一番多く大阪では八二・八％、東京の七六・二％、名古屋の七〇・〇％になっている。夕刊についても「一時間～二時間未満」のものが多くなっており、「二時間未満」のものの割合は、いずれも九〇％前後を占め、ほとんど二時間未満で配達を終っています。しかし長いものでは「三時間から四時間未満」のものも東京で一

なっています。そして欠勤した時の賃金の差引についてみると、地区によって差がみられますが、「賃金を引かれる」と答えたものは名古屋では八二・三％、福岡では七一・三％となっています。また新聞の不着（配達先への）があった場合に賃金を引かれるかどうかをみると、「引かれない」と答えたものが仙台、東京、名古屋においては多くなっています。一方賃金を「引かれる」と答えたものは福岡が一番多く四五・七％、ついで大阪の四四・九％、名古屋の三四・七％となっていました。

名みられまし た。

賃金

二五日以上稼動したもののみについてみると朝刊配達では地区によりその開きは大きく大阪の場合が最高で平均二、八五五円、ついで東京で二、二四一円ですが、一方最も低いのは仙台市一、〇一九円、これについて福岡市で、一、二八九円と

さらに従来購読していた新聞を断わられた場合に賃金が差引かれるか否かをみると、比較的少ないけれどもやはり「引かれるもの」があり、福岡では一番多くて一八・三％、ついで東京の三・一％、となっていました。新聞を断わられたことを年少従業員の責任として賃金を差引くことは、少し行き過ぎではないかと思われま。

(4)仕事を始めた動機と賃金のつかい方「家のくらしを助けるために就業している」ものは名古屋では五四・二％、大阪では五三％と半分以上を占めています。が、仙台、福岡ではこれより低く、また東京では二八・三％となっています。この外「学校の費用を得るため」と答えたものも多く大阪では五六・六％、名古屋では五三・九％となっていますが、最も少ないのは二七・四％（東京）でした。しかしこれとは逆に比較的余裕のある、

(1)「貯金をするため」(2)「おこづかいを得るため」、(3)「買いたいものがあるため」等の動機も多くみられ、(1)の動機のものでは六六・四％（名古屋市）から四二・二％（東京）の間に(2)の動機のものでは六一・三％（名古屋）から三八・一％（東京）の間で答えています。

さらに賃金をどのように使っているかをみると、「家に全部出している」ものは大阪が一番高く六四・三％、東京

が一番低く四四・九％となっており、また「家には出さない」ものが多いのは福岡が最高で三二・六％、仙台が最低で九・八％みられます。

さらにその使い途の内容についてみると、「おこづかいにする」と答えたものが各地区とも最高を示し、名古屋が最高で八二・七％、ついで大阪では七三・〇％、最も低い仙台でも四五・一％となっており、一方「学校の費用に使う」と答えたものは、大阪が最高で四九・五％、東京が最低で二六・九％となっています。

(5)就労と勉学

以上のような就労をつづけている児童生徒が勉学の上でどのような困難を感じているかをみると、「困難がある」とのべたものは大阪が最高で五四・一％、東京が最低で一九・三％みられますが、そのうち比較的多いうったえは、「授業中ねむくなる」とのべたもので、勉学上困難があるとのべたものうち、大阪が最高で六一・三％、名古屋では五〇・五％となっています。さらに第二に上げられているのは「時間の余裕がなくて予習復習ができない」とのべたもので、仙台では三七・七％、東京では四四・二％、福岡では三六・四％みられます。また少数ですが、「クラブ活動ができない」「学力が落ちる」「読書ができない」といった訴えもみられます。

第1表 種目別、商業及び産業教育受講婦人数 (成人教育 1958~59年)

職 業 別	受講婦人数	
	実数	%
全 職 業	95,041	100
美術家 (商業)	2,970	3
美容師	18,351	19
建築労働者	368 (1)	
家事使用人	3,079	3
写字工	654	1
衣服製造工、機械工	24,135	25
運転手	1,360	1
漁業労働者	321 (1)	
食品業労働者	9,623	10
職長、監督、支配人	4,384	5
病院助手及び看護人	4,939	5
雑役	834	1
宝石または時計製造工	188 (1)	
クリーニング、プレッサー	298 (1)	
機械工	393 (1)	
機械または修理工	3,198	3
看護婦	7,472	8
写真家	439 (1)	
婦人警官	818	1
植字工、その他	455 (1)	
技工家		
歯科	2,077	2
デザイン	408 (1)	
電気	248 (1)	
電子工学	1,212	1
研究所	294 (1)	
医学	1,093	1
その他	1,162	1
織物工	2,508	3
家具裝飾	193 (1)	
雑	1,567	2

注 (1) は1%以下

—アメリカ保健教育厚生省教育局職業教育課—

全国二五、〇〇〇の公立中学校のうち一四、〇〇〇校で職業教育を行なっており、他に公立の商業および高校で職業課程を有し、「有用な雇用」を目標として教育が行なわれている。

特に興味のある点は公立商業および高等学校で行なわれている協同制度で、これによると生徒は高等学校での教育を続けるかたわら給料の支給をうけて働き、受講単位や企業内訓練科目に対して履修

公立学校ではまた、就職前の職業訓練のみならず、転職のための技術向上を目指す成人教育も行なっており、働きながらさらに高度な技術が身につけられるようになってくる。(表1)

なお公立学校での女子高校生に最も人気のある

第2表 アメリカにおける高等教育の職業教育課程 (1~4年課程) 女子卒業生数 (1956~57年)

	女子卒業生数	
	実数	総数中女子の割合
全職業課程	20,849	44%
技術課程	20,474	46
工学関係	170	1
航空技術	3	(1)
建築及び一般	15	1
化学	49	23
電気	6	(1)
一般工業技術	74	13
産業工業	5	1
機械工学	6	(1)
冶金工業	3	3
その他	9	1
非工業関係	20,304	65
農林業	37	3
応用及び印刷技術	632	45
事務及び商業	9,029	57
教育	5,538	83
保健	4,080	94
家政学	508	84
その他	436	38
技能工及び書記的課程	44	27
工学	375	18
非工学	14	1
	361	55

注 (1) は1%以下

—アメリカ保健教育厚生省 1957, Cr. No.568 (官公立短大及び公立大学技術指導コース)—



アメリカにおける 婦人の職業教育機関

—アメリカ合衆国労働省婦人局資料から—

一 公立実業学校及び高等学校

証書をうけることになっている。

商業課程は、地方財政でまかなわれ、科目はタイプ・速記・簿記・事務材料操作・商業英語・商業算数・商法などである。

二 短大及び公立大学

大学は二か年で普通課程のほかに職業課程を持っている。授業は昼夜行なわれるので一般成人もパートタイム式に受講することが出来る。職業課程の科目を修了した場合は証書を受ける。

二年制の大学での職業課程で女子に最も人気があるのは秘書学・看護・歯科衛生

生、医学研究所における技工、歯科及び医学助手などの科目で、その他に商業美術・広告・ファッションデザイン・会計士・実用看護 (practical nursing) 販売及び集散 (distribution)・食品サービス管理などにも女子の受講者がかなりみられる。(表2)

三 私立事務・商業及び工業学校

私立の事務、商業及び工業 (technical) 学校は通常短期間で、集約的でも実用的なコースを提供しており、昼間、夜間共に行なわれ、パートタイム

式の便宜もある。生徒は公立学校のものより年長者が多く、働ながら通うものも多い。これらの学校では就職の世話もしており、授業料は少額のものからかなり高額のものまでさまざまである。

私立職業学校の大多数はここでも事務又は秘書養成学校で、科目は速記・タイブ・業務的 (Executive) 秘書学・事務用機械操作・簿記などが含まれている。

商業関係学校のなかで最も数多くみられるのは美容学校であろう。その他、実用看護・セールズ訓練・筆耕・衣装デザイン・商業美術・写真・ファッション技術・不動産業・保険業・帽子製造・電動ミシン・航空ホステス・ホテルサービス (Hotel training) などの科目もある。

大部分の工業学校は女子も入学出来るが、女子がとる科目は医療、歯科の技工その他の研究所における技工関係が多く、工業や医学方面の技術科目をとるものはすくない。この傾向は主として習慣や伝統によるものと考えられ、それが使用者やこれから教育をうけようとする女子学生の態度や興味に影響を与えているのである。

四 企業内訓練施設

最も広く行なわれている訓練は企業内訓練 (on-the-job training) で、これには定まった形のないものとあるものがあり、前者では労働者に仕事の過程で必要な場合に新しい仕事を教えるもの、(2)

入職時に会社の業務内容や規則を教える研修、(3)更に、ことに大企業に多くみられるが社員の技術向上や管理職に必要な教育・訓練を行なう研修、などがある。

会社によっては社員の就学希望者に、授業料全額又は一部を負担して、認可のある教育施設で勉学させているところもある。

定まった形のあるものでは入職時に工場内或は事務所内に特設された教室 (入口訓練 "vestibule training" と呼ばれる) また特定の職場で行なわれるものもある。このような場合は教科は順序だった、計画を持った授業のみが正式の訓練として行なわれる。経営者によって行なわれる訓練の多くは技術的知識と併せて技能が身につけられるようになっていく。

会社によっては就職前の訓練所を持っているところがあり、仕事の操作に必要な技術を教えている。これらの学校では、入学を希望する者には、必要な試験に通れば授業料は無料であり、また給料は支払われない。

特定の産業が行なう訓練は個々の会社で独立に行なわれているが場合によっては、地域の職業学校に依頼して——学校内か会社内で——行なうこともある。この場合訓練目標は通常その特定産業の、或る種の職務に必要な技術や知識を与えることである。

連邦政府の訓練計画は本来労働者の既

についている職務の技術を向上させるためにつくられているので、それらの計画は大部分研修、技術課程、監督訓練、管理などとなっている。

五 徒弟 (見習) 制度

徒弟制度では労働者は認定された技術を要する職種について、二か年間労働による経験と一四四時間の授業をうける。

その場合訓練計画のなかには連邦政府がたてた標準に合うように教科内容、授業計画、教室での授業量、監督、時間、給与、雇用条件などの条項を入れなければならぬ。現在三〇〇職種が徒弟制度として確立されているが、婦人は殆ど登録されていない。理由は徒弟する必要があると認められる職種には、身体的に無理か、徒弟期間の長さによるか何れかの理由で婦人は殆ど雇用されていない。婦人の徒弟は多く製本や理容を学んでいるものである。その他衣服製造・歯科技工・毛皮仕上・裁断・洋服工・印字工などもみられる。

婦人が徒弟制度について内容をくわしく知りたい場合はそれぞれの州の徒弟紹介所へ問合わせればよく、これらの紹介所は通常州政府の労働局や産業委員会の一部で、州によっては独立した徒弟評議会をもっているところもある。その他公共職業紹介所や、組合・使用者などからも必要な情報を得ることが出来る。

(16 ページのつづき)

育に関係のある国内および地域計画の作成と実施上の優先順位の決定等である。日本からは日本ユネスコ国内委員会事務局の出雲井千鶴子氏が参加。

(三月)

一、二日 全労青婦第六回全国会議が東京虎の門の日消ホールで開かれ、全国から代議員三五〇名が参加、一日目は活動方針等の決定、二日目には婦人週間実施対策を協議し、第三回全国婦人の集いを四月九、一〇日の二日間におたって開催する方針等を決定した。なお、青婦委員長に志村文明氏、副委員長に船山とみ、佐藤伝、吉田昭巳の諸氏が選ばれた。

六、七、八日 農林省主催の第一〇回農家生活改善発表大会が東京平河町の日本都市センターで六日から三日間におたって開かれた。沖縄代表も加わり、全国都道府県から四七グループ代表が参加研究発表、討議が行なわれた。本年は①生活と農業をになうたたくしたちがいいつも元気で働くためのくふう②わが家の家族に必要な家計費を確保するためのくふうのテーマを中心に、六、七日は分科会、八日は全体討議を行なった。

八日 第九回婦人月間が「豊かな生活、働く婦人の権利の確立、完全軍縮」をスローガンに三月八日から四月一六日まで行なわれた。三月八日には国際婦人デー中央集会在東京の九段会館で開かれ、約一三〇〇人が参加したほか、各地で集会が開かれた。

婦人労働者の 保育状況調査

高知婦人少年室

この調査は不備な点が多いので、公表するほどのものではないかと思ひますが、その限度で何らかの参考になればと思ひ、概略を述べることになりました。御教示頂ければ幸いです。

第1表 調査事業場一覧表

産業別	事業場数	総労働者数	女子労働者数	乳幼児を労働者として養育する者数
化学工業	4	710	157	16
機械器具工業	2	1,354	207	10
金属工業	1	161	13	0
紡織工業	3	583	434	25
運輸通信	5	3,180	872	99
公務、その他サービス	2	1,729	609	72
計	17	7,717	2,292	232

第2表 乳幼児を持つ婦人労働者数

乳幼児のある人	乳 幼 児 数		
	0～3歳未満	3～5歳未満	計
222	157	84	241

第3表 保育の方法

保育の方法別	家庭内	保育所	自宅で誰かがみる	事業場内保育所
保育中の婦人労働者延数	123	57	49	12
241	51.2	23.6	20.3	4.9
100.0%				

第4表 家庭託児料

A 月決めの場合

B 日決めの場合

1か月金額	人数	百分比
3,000 未満	15	18.5
3,000～4,000円	43	53.0
4,000～5,000円	20	24.7
5,000 円以上	3	3.8
計	81	100.0

1日金額	人数	百分比
100 円未満	19	45.3
100～150円	20	47.6
150 円以上	3	7.1
計	42	100.0

り決定されるが、本調査の対象となった働く婦人の場合の保育料は、一、〇〇〇円、一、五〇〇円未満の階層が最も多く、二九名で五〇・九％、次いで五〇〇円、一、〇〇〇円一九名、三三・三％となっている。(第五表)

(3)事業場内保育所の場合
県内には、事業場内保育所は、二か所

一、調査の趣旨

高知県下の婦人労働者数は約五万を数えるが、最近の傾向として結婚後も勤続するものが多く、従って乳幼児を持つ婦人労働者が増えていることが考えられるので、これら婦人労働者が乳幼児保育の問題をどう処理しているか、その概況を知るため本調査を行なったものである。

二、調査時期

昭和三十六年九月

三、調査方法

調査用紙(様式略)

を対象事業場へ送り記入を依頼した。

四、調査対象

高知市及びその隣

接地域にある婦人労働者三〇名以上の事業場三二(全数)に調査を依頼し、回答のあった一七事業場について集計した。調査に協力した事業場の産業別、規模等は第一表の通りである。

五、調査結果の概要

(一)乳幼児を持つ婦人労働者数

婦人労働者二、二九二名のうち、乳幼児を保育中のものは二二三名で、九・七％にあたっている。なお、そのうち一九名のものは二名の乳幼児をもっている。(第二表)

(二)保育の方法

乳幼児の保育方法で最も多いのは、家庭託児で一二三名、五一・二％と全体の過半数を占めている。ここで家庭託児とは、特定の家庭婦人に月決め又は日決めで、昼間、子供をあずかって貰うことである。次に保育所を利用しているものも五七名で二四・七％、自宅で誰かが見ているもの四九名二〇・三％の順となっている。また、事業場内の保育所を利用して

(三)保育所

(1)家庭託児の場合

月決めで払うものが六五・九％、日決めで払うものが三四・一％となっているが、月決めの場合は一か月三、〇〇〇～四、〇〇〇円が最も多く五三・〇％と過半数を占め、次いで四、〇〇〇～五、〇〇〇円が二四・七％、三、〇〇〇円未満の一八・五％の順となる。日決めの場合は一〇〇円～一五〇円が最多で四七・六％、一〇〇円未満も比較的多く四五・三％となっている。(第四表)

(2)保育所の場合

保育所を利用しているものの保育料は、市町村において徴収基準額をもとにして保護者世帯の収入・人員構成等によ

第5表 保育所の保育料

1か月金額	人数	百分比
500 円未満	5	8.8
500～1,000 円	19	33.3
1,000～1,500 円	29	50.9
1,500 以上	4	7.0
計	57	100.0

註) 高知市に於いては、上掲の保育料は、徴収基準額を以て、徴収している。徴収基準額は、市町村の収入・人員構成等により決定されるが、本調査の対象となった働く婦人の場合の保育料は、一、〇〇〇円、一、五〇〇円未満の階層が最も多く、二九名で五〇・九％、次いで五〇〇円、一、〇〇〇円一九名、三三・三％となっている。(第五表)

四、保育の方法についての希望

(1)保育所の利用を希望しているもの
保育所の利用を希望しながら、利用出

でその保育料は、一、二〇〇円一か所、二、〇〇〇円一か所となっている。

(註) 右のうち一か所は労働組合の経営によるものであるが、一応事業場内保育所に含めた。

第6表 保育所を利用出来ない理由

保育所の利用を希望しながら利用出来ず困っているもの		実数	百分比
		51	100.0
理由 利用出来ない	申込んだが満員でとわられた	17	34.0
	保育所が遠いから	6	11.0
	費用がかさむから	1	2.0
	その他	27	53.0

が遠いから一、二、その他 ○満三歳にならないと入所出来ない ○保育時間が自分の勤務時間より短いので、○子供が病気のたびに休まねばならないから等があげられる。(第六表)

(2)家庭託児、または子守さんを希望しているもの

家庭託児を希望しているもの二八名、通勤または住込みの子守さんを希望しているもの二五名があり、現段階では、なお家庭託児または子守さんに依存したい働く婦人も少なくないことを示している。

(四)乳幼児保育全般についての意見・要望
乳幼児保育について現在困っていること及び意見要望を聞いたが、その主なものは次の通りである。

(1)困っていることとしては「保育所が休みの時や、お守りさんが急用の時な

来ずにいるものが五、一名で、これは現在保育所を利用していないものの二九、六名にあたっている。利用出来ない理由として申込んだが満員でとわられた三、四名、保育所

ど、臨時に預ってくれる人がなくて困る」が最も多く、次いで「保育所の保育時間が、朝の八時三〇分から夕方四時というのが多いため婦人労働者の勤務時間と合わず困る」「残業・夜勤の場合に困る」が多かった。

六、まとめ

(2)意見・希望としては保育所の増設と職場内の保育施設を要望する声が多く、保育所内医療設備、保母の増員等による施設及び保育内容の充実を望むものもかなり多い。又、保育時間の延長、夜間保育を要望する声も少なくない。家庭託児については、託児に依る家庭の育児知識の不足に不安を感じ、保健婦の家庭訪問指導及び乳児検診を希望している。その他事業場内の清潔な授乳室、子供が安心して遊べる遊園地、保育手当の要望も出ている。(第七表)

第7表 保育についての希望、意見等

内 容	数
事業所内に保育所を設立してほしい	5
1歳未満の乳児保育所の増設	5
夜間保育をしてもらいたい	4
一般保育所の増設	3
事業所の近くに保育所がほしい	2
保母の定数増を希望する	3
保育費が高すぎる	2
手当の増加と定数増によって保育時間を延長してほしい(休日保育も含めて)	2
保育所に休みがあって予備の子守さんをやとわなければならないから改善してほしい	2
地域的に差別しないで設備を完備してほしい	2
保育所の保健婦さんの増員をのぞむ	1
子供の教育面にも力を入れてもらいたい	1
お守りさんの急用のとき臨時に預ってくれる人がほしい	2
保健婦さんの戸別指導や乳児検診を実施してほしい	2
家庭託児の場合、子供がわがままになりやすいのでこの扱い方を指導してほしい	1
育児指導が不十分である	2
3歳位までは1対1の保育で愛情をそそぎたいので保育所よりも個人にあずけたい	1
保育または託児手当を支給してほしい	1
清潔で静かな授乳室がほしい	1
子供同士あそびせる遊園地がほしい	1
年齢別の食事やしつけの手引書がほしい	1
帰宅時間がおそいので子供のことが気がかりである	1
離乳期にある子供の食事など他人まかせに出来ないで困る	1

(註)その理由としては本調査の対象となつた働く婦人には乳児を保育中のものが多いにも拘らず高知市内には乳児保育所が少なく、一般保育所は三歳未満児の入所を拒んでいるためと考えられる。

おわりに

ここ一、二年、働く婦人の集まりには、いつも話題にのぼるのが保育の問題であった。一度実情を調査してはどう話し合いがなされ、先ず大雑把にその実情を知るため本調査を実施したが、準備不足のため、調査方法・内容ともに不備な点が多く、関係事業場に協力を頂きながら、粗雑なものとなったことを深く反省している。なお、今後、さらに正確な実態把握に努めると共に働く婦人の保育問題を解決するため、各方面の理解を深め、協力体制を整えることに努力したいと考えている。

(高知婦人少年室長 山口敏子)

割増賃金はどんな場合に

どのように支払われるか

労働基準法は、八時間労働制、週休制を原則としています。

しかし、このように一日の労働時間や休日を含めていても、いろいろな事由に基づいて、労働時間を延長したり、休日に労働させたりしなければならない場合が生じます。

国際労働条約や諸外国の労働立法でもこのような労働時間や休日の原則に対する例外的措置を認めています。

わが国では労働基準法で次のように定めています。①災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合で所轄労働基準監督署長の許可を得た場合にはその必要の限度内で（同法第三十三条）、②労働者の過半数で組織する労働組合（それがない場合には労働者の過半数を代表する者）と書面による協定（三六協定という）を結び、これを所轄労働基準監督署長に届け出た場合（同法第三十六条）、時間外労働や休日労働をさせることができると規定しています。ただし、女子の場合は一日二時間、一週六時間、一年百五十時間という制限がある

り、また有害業務については一日二時間という制限があります。

次に労働基準法の時間外労働とは、労働基準法第三十二条又は四十条に定められた所定時間をこえて労働させることをいい、休日労働とは、第三十五条に定められた休日に労働させることをいいます。

労働基準法第三十二条に定められた労働時間とは、一日八時間、一週四十八時間の労働時間であり、第四十条に定められた労働時間とは、①商業（常時三十人以上の労働者を使用する販売、配給の事業を除く）、興行業、保健衛生業、接客娯楽業については一日九時間、一週五十四時間。②運輸業、貨物取扱業のうち一定のもの、通信業のうち一定のもの、警察官、警察吏員、消防吏員、常備消防職員については一日十時間、一週六十時間をいいます（労働基準法施行規則第二十六條、第二十九條）。なお、第三十五条の休日については本誌第九巻第三号に詳述したので参考にして下さい。

さて割増賃金については、労働基準法では、使用者が前述の時間外労働又は休日労働をさせた場合あるいは深夜業（原則として午後十時から午前五時までの間の労働）をさせた場合には、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないと規定しています（同法第三十七条）。そして、時間外労働又は休日労働が深夜に及んだ場合には割増

率は五割以上になります（労働基準法施行規則第二十条）が、協定で八時間と定めた休日の労働時間を超えても、深夜業に該当しな限り、割増率は二割五分以上で差し支えありません。（昭二二・一一・二一基発第三六六号）。

割増賃金の計算をする場合には、賃金のどの部分を計算の基礎に算入するか問題になります。これを割増賃金の基礎となる賃金といいますが、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当などの労働とは直接関係がなく個人的事情に基づいて支払われる賃金や、臨時に支払われる賃金、一か月を超える期間毎に支払われる賃金はこれに算入されません。しかし、これらはその名称にかかわらず実質によって取り扱うこととされています。名称は家族手当でも家族数に関係なく支払われるものや、通勤手当でも距離に関係なく支払われる部分は割増賃金の基礎となる賃金に算入されます。

前述のように、割増賃金は「通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額」の二割五分以上の率で計算して支払われなければならないわけですが、「通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額」とは次のようにして計算した一時間当たり賃金額に、時間外労働、休日労働又は深夜労働の時間数を乗じた金額をいいます（労働基準法施行規則第十九条）。

（一）時間によって定められた賃金については、その金額。

（二）日給、週給、月給、その他一定の期間によって定められた賃金については、その金額をそれぞれの期間の所定労働時間数（それが期間により異なる場合には平均所定労働時間数）で除した金額。平均所定労働時間は、日給の場合には一週間の、週給の場合には四週間の、月給の場合には一年間の平均を算定します。

（三）出来高払制その他の請負制によって定められた賃金については、その賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間の総労働時間数で除した金額。

（四）賃金がこれらの二以上の賃金から成っている場合にはそれぞれの部分について算定した金額の合計額。

最後に、割増賃金の具体的な計算例を示しますと、基本給日額八百円、精動手当月額一千円の労働者が五時間の時間外労働をし、そのうちの二時間が深夜業であった場合の割増賃金を含めた賃金総額は、所定労働時間を一日八時間、一か月二百時間とすれば、

$$\begin{aligned} X &= \left(\frac{800}{8} + \frac{1,000}{200} \right) \times 3 \times 1.25 \\ &+ \left(\frac{800}{8} + \frac{1,000}{200} \right) \times 2 \times 1.5 \\ &= 708.75 \text{ (円)} \end{aligned}$$

となるわけです。この場合〇・七五円の端数は切上げ計算するものとされています（昭二七・一一・四基収第四五二六号）。

(1) 書 名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書 名	著者	発行所	巻号	発行年
IX 婦人と労働					各国の社会保険組織に於ける婦人被保険者の特殊な取扱について				
4. 婦人の雇用状態に関するもの つづき					労働省婦人少年局 同			48	
求人、求職の不均衡な女子の職業とその給与		労政時報	(12-13)	52	生理休暇の問題	山川 菊栄	労働評論	(4-10)	49
婦人労働と職業指導	谷野 せつ	職業指導	(25-12)	"	生理休暇の実情		労働時報	(2-10)	"
綿紡操短の女子雇用及ぼす影響について	労働省婦人少年局	"	"	"	厚生の労働関係の実態		労働問題研究	(27)	"
婦人雇用の現状	"	"	(婦人労働資料第21号)	"	一地方材業住込女工労働条件調査一		同盟時報	(63-64)	"
女子の就職指導	伊藤 祐時	家庭科教育	(27-1) (27-2) (27-3)	"	家族手当制度の世界的展望	伊藤 実	日本紡績月報	(29)	"
婦人の職業指導について	谷野 せつ	職業指導	(26-9)	"	紡績産業における生理休暇の動向	黒田喜一郎	評論	(34)	"
有料職業紹介事業の実態を探る (モデル・マホキン・芸能人・) (派生婦・看護婦)	深沢 英男	職業研究	(7-8)	"	家族手当の医学的検討	桐原 葆見	労働の科学	(4-8)	"
ヨーロッパ各国における婦人の雇用と職業指導		職業安定広報	(4-12)	"	「生理休暇」その後	労働省婦人少年局 同			"
就職にのぞむ若き世代	大河内一男 他(座談会)	婦人公論	(38-11)	53	婦人の賃金に関する各国の規定				"
ヨーロッパに於ける婦人の職業指導	労働省婦人少年局	同	"	"	男女同一賃金原則違反の諸相				"
婦人職業の紹介 —新しく卒業して就職する人の為に—	"	"	"	"	婦人労働 —男女同一賃金の実情—				"
繊維産業の大勢と雇用		職業安定広報	(4-9)	"	紡績賃金について	滝田 実	組合運動	(4-10)	"
女子の就職問題	坂上 昭	学苑	(164)	54	世界各国の一般家族手当 (上・下)		産業厚生時報	(5025) (5026)	50
女子雇用の現状とその傾向	藤田 たき	職業指導	(27-10)	"	実質賃金と実質家計費	野村 俊夫	日労研資料	(3-8)	"
女性の就職と保護 —西ドイツの場合—	佐藤 明	法律のひろば	(7-12)	"	製糸工場女子労働者の賃金		労働時報	(3-1)	"
郵便、電信、電話に於ける婦人の雇用	労働省婦人少年局	同	"	"	各国の家族手当制度 —社会保障の家族手当制度—	労働省大臣官房 労働統計調査部	同(内外労働資料第24集)		"
高齢者の雇用に関する諮問委員会 —第一次報告—	"	"	"	"	紡績工場の生理休暇	伊藤 実	労働の科学	(5-3)	"
アジアにおける婦人労働者の雇用条件		ILO 時報	(7-1)	55	日本の賃金における家族手当 —その社会的形態と作用について—		わだち	(13-9)	"
女子職安を訪ねて	佐多 福子	婦人公論	(40-2)	"	諸外国における「家族手当」研究 (上)		労働経済旬報	(4-99)	"
女子の職業と健康	久保田重孝	"	(40-2)	"	改廃線上の家族手当	狩野 秋夫	日労研資料	(3-34)	"
寡婦の職業問題をめぐって	宮田 泰静	職業研究	(9-1)	"	実質賃金指数と生活水準	楠田 丘	労働統計調査月報	(2-4)	"
男子・女子専門職業安定所発足後の2カ月	"	"	(9-2)	"	ソ連労働者の生活と賃金 —海外労働ニュース—		労政時報	(1092)	"
未亡人等の雇用に関する調査 (製造業の部中間報告)	労働省婦人少年局	同	"	"	紡績工業賃金の国際的検討	宮島 久義	日労研資料	(3-50)	"
未亡人等の雇用問題 —未亡人等に関する雇用調査より—	"	労働時報	(8-3)	"	男女別・学歴別・産業別新規学校卒業者平均採用賃金調査		社会運動通信	(233)	"
5. 婦人労働者の労働条件に関するもの					婦人労働者の差別待遇は撤廃されたか		労働週報	(13-498)	"
*各国家族手当制度論	長沼 弘毅	ダイヤモンド社		48	病院看護婦の労働時間		労働時報	(3-9)	"
結婚出産手当の近況		労働週報	(11-416)	"	女子労働者のための平等賃金	労働省婦人少年局 同			"
1945 年度アメリカに於ける婦人の同一賃金法案	労働省婦人少年局	同	"	"	男女同一労働の実情について				"
					製造工業の女子年少者に対する賃金労働時間労働条件				"
					女子の深夜業について	大羽 綾子	安全生産	(8-10)	"
					女子労働力の構成と労働条件の実態 —女子労働法の研究のために—	石崎政一郎 木村 賢一 伴間忠雄共著	東北法学会雑誌 (2)		51

内職公共職業補導所名簿

(昭和三十七年二月一日現在)

都道府県	所在地	所長名	電話番号	設置年月日
北海道	札幌市北三条西七丁目 北海道社会福祉館内	岩井 あや (四) 五五二	三、四、一	
岩手	盛岡市三ツ割田畑二七の一 仙台市定禅寺通櫓丁四八 労働会館内	矢崎 須磨 (三) 五三三	三、四、一	
宮城	仙台市定禅寺通櫓丁四八 労働会館内	遠藤 博 (三) 七五三	三、二、一	
秋田	秋田市川尻八十刈 県庁内	進藤 長雄 (県庁代) (三) 二二二	三、三、一	
福島	福島市中町二七 福島県信夫事務所内	冬室 軍治 (三) 二二五	三、二、二	
茨城	水戸市北三の九一一九 茨城会館内	松井 桐紫 (三) 六六六	三、四、一	
栃木	宇都宮市今泉町九四七	海老沢喜一郎 (呼出) (三) 三〇四	三、四、一	
埼玉	浦和市常盤町四丁目九三の一	石川 佐十郎 (浦和) 八二二	三、四、一	
千葉	千葉市吾妻町三の三七	羽田 雄男 (三) 六九七	三、一〇、一	
東京 (江東)	東京都江東区深川門前仲町一の二七	吉村 頼知 (六三) 二二三	三、三、三	
東京 (足立)	東京都足立区千住曙町二五の六	小杉山 清 (八八) 〇八二	三、三、三	
神奈川	横浜市中区本町四の三七	福田 さと子 (三三) 四三三	三、二、一	
長野	長野市岡田町一二〇	青木 徳治郎 (三) 八五九	三、四、一	
岐阜	岐阜市日の出町五丁目二二	安田 穂積 (三) 五五八	三、三、五	
静岡	静岡市曲金五九四の五 社会福祉会館内	遠藤 礼男 (三) 八六四	三、二、一	
愛知	名古屋市中区小村町三六	森井 順治 (二四) 五〇三	三、一、一	
大阪	大阪市天王寺区生玉前町三八	鶴見 徳立 (七二) 〇七三	三、一〇、一	
兵庫	神戸市生田区相生町一の二七 神戸公共職業安定所内	小山 正比子 (四) 二七七	三、一、一	
鳥取	鳥取市吉方七六五 鳥取公共職業安定所内	横山 豊実 (鳥取) 五五三	三、四、一	
岡山	岡山市野田屋町二七一	山田 与四郎 (三) 八八七	三、一、一	
山口	山口市春日二〇八六 山口県福祉会館内	宮川 四郎 (山口) 五五〇	三、一、一	

香川	高松市楠上町六七七の七	中村 秀明 (三) 五七七	三、四、一
高知	高知市帯屋町九八	武市 節郎 (三) 二二二	三、一〇、一〇
福岡	福岡市天神町一 福岡県庁内 福岡市東中町四〇	広瀬 義行 (県庁代) (七五) 七三三	三、一〇、一三
長崎	長崎市東中町四〇	弓井 松男 (三) 五三三	三、一〇、一〇
大分	大分市新川東一三九六の四四 大分職業訓練所内	淵野 九州男 (三) 五五五	三、一〇、一

内職公共職業補導所調査報告書目録

(昭和三十七年二月一日現在)

(一) 内職提供事業所調査

都道府県	調査名 (報告書の名称)	調査時期	調査件数
茨城	茨城における内職提供事業所実態調査報告書	三、七、一〇	五五
埼玉	県南地区における内職提供事業所の実態調査 内職提供事業所実態調査 (昭和三十五年)	三、一〇、三	七六
東京	内職提供事業所実態調査 (昭和三十五年)	三、三	八、八六
長野	長野地区における内職提供事業所の実態 西濃地区における内職提供事業所の概要	三、九	四六
岐阜	西濃地区における内職提供事業所の概要	三、九	二七
大阪	大阪府における内職提供事業所実態調査報告書 (その二四) 総括	三、五	二〇八
岡山	昭和三十五年 内職事業所実態調査概況報告書	三、九、一〇	一、〇〇八
福岡	内職事業所実態調査資料 (中間報告) (八幡地区)	三、一、二	八〇
長崎	家庭内職・内職提供事業所実態調査報告書	三、二、三	(事業所分) 二八〇

(二) 内職従事者調査

都道府県	調査名 (報告書の名称)	調査時期	調査件数
北海道	有効登録者実態概要	三、九	一、〇〇三
茨城	茨城県における内職世帯の実態調査報告書 (水戸、土浦)	三、七、一〇	二、四四
埼玉	水戸市におけるあつ旋後の内職実態調査成績	三、七	二、四〇
千葉	標本調査の結果よりみた内職従事世帯の実態 内職者のあつせん後の実態調査	三、一〇、三	四、三三

注 1) 1961年10月より、調査の改正が行なわれたので、9月以前の数字と直接比較することはできない。従って、前年同月との比較は行なわなかった。

2) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

3) * 印の数字は誤差率が大きいから特に注意して使用されたい。

——総理府統計局労働力調査——

女子の就業者数と完全失業者数

(1961年11月)

一人一か月平均現金給与総額

(1961年11月)

産業別	女子	男子	男女計 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同月と の比較
総数	万人 1,887	万人 2,713	% 41.0	%	万人 + 37
就業者					
自営業者	269	734	26.8		- 11
家族従業者	835	305	73.2		- 9
雇川者	782	1,673	31.9	100.0	+ 56
農林業	15	25	37.5	1.9	- 10
漁業、水産養殖業	* 5	18	21.7	0.6	+ 3
鉱業	* 5	44	10.2	0.6	+ 2
建設業	41	185	17.3	5.2	+ 11
製造業	277	570	18.1	35.4	+ 9
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	194	291	32.7	24.8	+ 19
運輸通信、電気ガス 水道業	34	217	40.0	4.3	± 0
サービス業務	190	208	47.7	24.3	+ 24
公	19	114	14.3	2.4	- 2
完全失業者	25	16	61.0		- 3

産業別	女子	男子	男子に 対する 女子割合
総数	円 12,506	円 27,624	% 45.3
鉱業	10,619	27,399	38.8
建設業	10,680	24,142	44.2
製造業	11,643	27,421	42.5
卸売業	12,771	26,056	49.0
小売業	17,133	36,722	46.7
金融業	17,133	36,722	46.7
不動産業	12,893	31,999	40.3
運輸通信業	15,556	28,256	55.1
電気、ガス、 水道業	18,773	32,941	57.0

「註」1) * 印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。
2) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—
◎10月分は本文32ページにあります

婦人少年局ニュース

○婦人労働懇談会開催

婦人少年局(婦人労働課)では二月二十七日午後神田三和ビル労働福祉事業団会議室で、標記の懇談会を総評・全労・中立委等十二労働組合が参加、谷野婦人少年局長・大羽婦人労働課長が出席して開催、職場および組織において当面する婦人の問題を中心に懇談した。

○内職公共職業補導所長全国会議開催

昭和三十六年度内職公共職業補導所長全国会議が三月一日、二日の両日にわたり労働省竹橋庁舎において開催され、一日は内職職業補導事業の運営について庶務課長より説明があり、主管課部会、所長部会の二部会に分かれ協議を行ない、二日は全体会議にかけて事業実施上の問題点についての研究討議があり、盛会裡に終了した。

○谷野婦人少年局長第十六回婦人の地位委員会へ

三月十九日から四月六日までニューヨークにおいて開かれる第十六回婦人の地位委員会に日本政府代表として出席のため、谷野婦人少年局長は三月十七日空路アメリカに出発、四月八日帰国した。

○第十一回婦人労働問題研究会議中央会議の開催

婦人少年局(婦人労働課)では、「婦人の職業に関する教育はどのようにすすめていくか」という研究課題で、労働者二名、使用者二名、学識者四名、婦人団体

員一名の構成で研究会議を開催中である会議は、次のとおり三日にわたって開かれる。

予備会議および第一回会議

三月十六日(金) 於 労働省会議室

第二回会議

三月三十一日(土) 於 労働省会議室

第三回会議

四月十三日(金) 於 労働省会議室

「こらんになりましたか」

(年少労働課関係)

○一九六一年年少労働統計資料 No. 8

(婦人課関係)

○「生活に新しい秩序をそだてる」ために

に——第十四回婦人週間実施のしおり

○第十四回婦人週間ポスター No. 88

——生活に新しい秩序をそだてよう——

○同 リーフレット No. 88

○婦人の地位の推移(婦人の現状総説)

資料シリーズ一般資料第五二号——

婦人少年局

昭和三十七年四月一日 印刷
昭和三十七年四月五日 発行

第十巻 第四号

定価 五十円 千六円

編集人 久米 愛

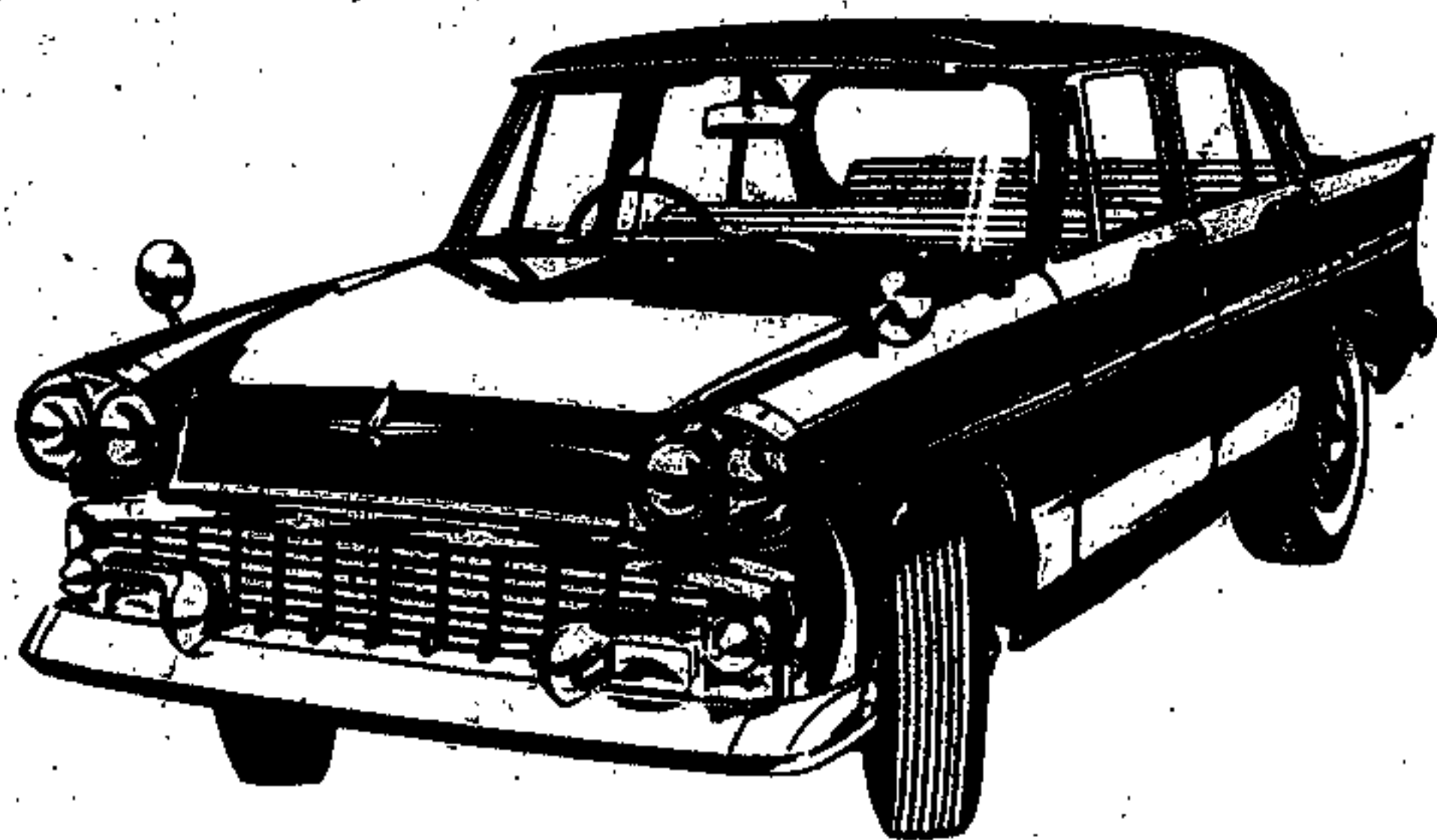
発行人 平林たい子

印刷人 網野 栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九五九七
紙幣口座東京一〇七九二四



●目を見る美しいスタイルノ
ハイウェイ時代を
リードする
魅力のプリンス

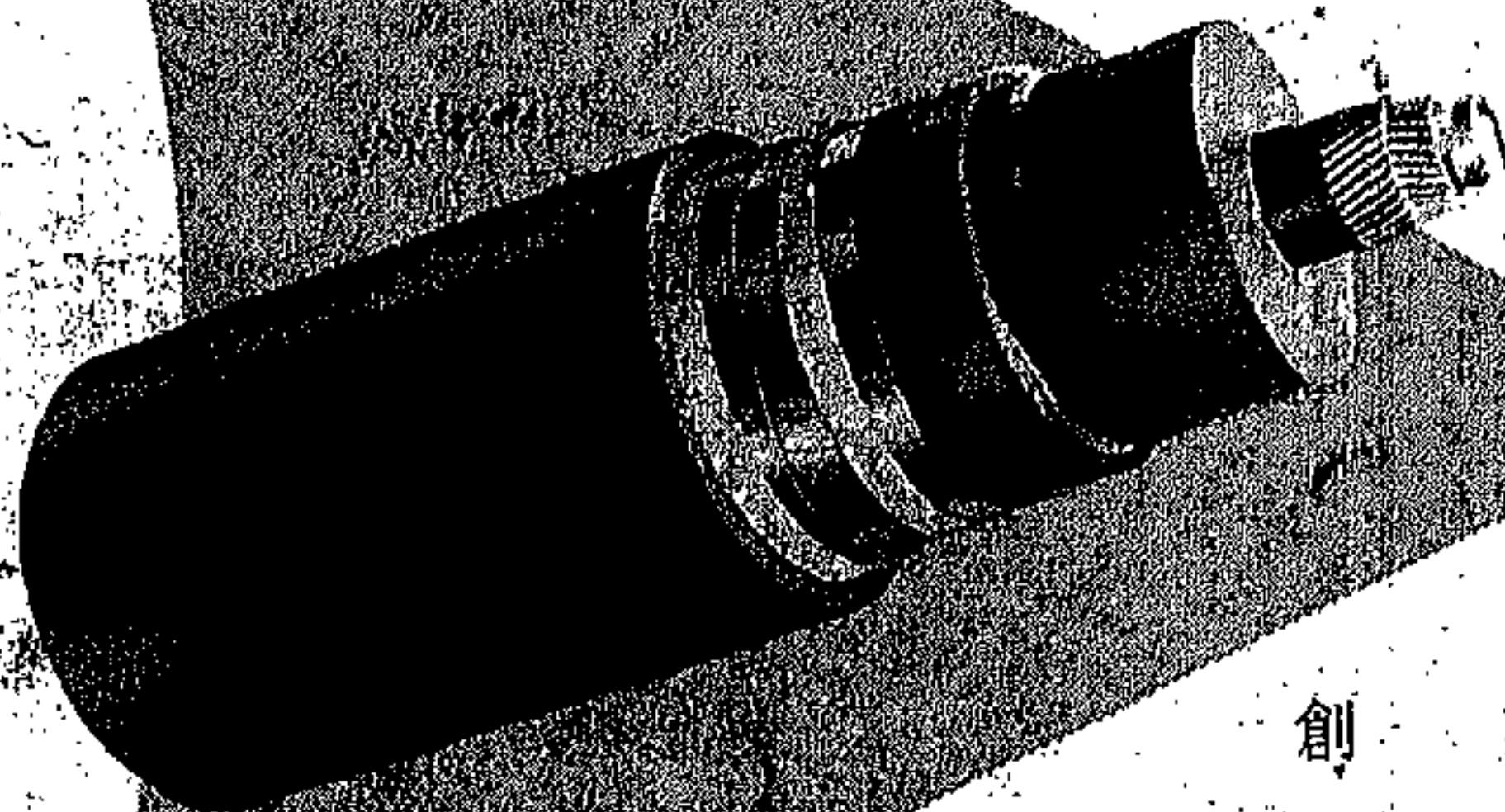
●プリンス スカイライン1900デラックス
(1862cc 91PS 140km/kh)



プリンス自動車工業株式会社

本社 東京都杉並区宿町88番地
電話 (398) 1911番 (大代表)

藤倉の 電線とケーブル



創業 1885

藤倉電線株式會社

本社 工場 販売店 出張所
東京都江東区深川平久町1の4
東京・沼津・岡崎
大阪・名古屋・仙台・札幌